

医政総発 1224 第 3 号
薬食総発 1224 第 1 号
薬食安発 1224 第 2 号
平成 26 年 12 月 24 日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）長 殿



厚生労働省医政局総務課長
(公印省略)

厚生労働省医薬食品局総務課長
(公印省略)

厚生労働省医薬食品局安全対策課長
(公印省略)

子どもによる医薬品誤飲事故の防止対策の徹底について
(医療機関及び薬局への注意喚起及び周知徹底依頼)

医薬品等の誤飲防止対策については、平成 25 年 1 月 4 日付け医政総発 0104 第 1 号・
薬食総発 0104 第 2 号・薬食安発 0104 第 1 号厚生労働省医政局総務課長・医薬食品局総
務課長・安全対策課長連名通知「医薬品等の誤飲防止対策の徹底について（医療機関及
び薬局への注意喚起及び周知徹底依頼）」により、医療機関及び薬局への周知徹底をお
願いしているところです。

今般、消費者安全調査委員会より「消費者安全法第 31 条第 3 項に基づく経過報告「子
どもによる医薬品誤飲事故」」（平成 26 年 12 月 19 日付け消費者安全調査委員会報告書。
以下「報告書」という。）が別添 1 のとおりとりまとめられ、消費者安全調査委員会委
員長から厚生労働大臣に対し別添 2 のとおり意見が提出されたところです。

報告書では、事故等原因調査の結果、子どもによる大人用医薬品の誤飲が多く発生し、
入院に至るような重い中毒症状を呈すると考えられる向精神薬等の誤飲の発生も認めら
れています。また、保護者へのアンケート調査から、保護者に誤飲事故について十分に
認知されていないことや、誤飲事故が発生した際の対処方法を知らない保護者が多いこ

とが報告されています。

つきましては、子どもによる医薬品誤飲事故を防ぐため、下記について貴管下の医療機関及び薬局への周知方よろしくお願ひします。

記

子どもが誤飲して、重い中毒症状を呈するリスクが高く特に注意を要する医薬品（向精神薬、気管支拡張剤、血圧降下剤及び血糖降下剤）を中心に、医薬品の処方又は調剤に当たっては、報告書の「子どもの行動特性からみる医薬品誤飲事故」を参考に、家庭における保管について、情報の掲示等により保護者等に注意喚起すること。

また、薬袋等に子どもによる誤飲に関する注意点を記載する等の対策を講じること。

さらに、医薬品の処方又は調剤に当たっては、誤飲事故が発生した場合の対処方法として、報告書の「（参考）子どもによる医薬品を誤飲した際の相談機関及び相談に必要な情報例」（64 頁）について情報の掲示等により保護者等に情報提供すること。

なお、情報の掲示物の例としては別紙のとおりであり参考にされたい。

（参考）

本通知を含め、医薬品・医療機器の安全性に関する特に重要な情報が発出された時に、その情報をメールによって配信する「医薬品医療機器情報配信サービス」（PMDAメディナビ）が、独立行政法人医薬品医療機器総合機構において運営されております。以下のURLから登録できますので、御活用ください。

医薬品医療機器情報配信サービス

<http://www.info.pmda.go.jp/info/idx-push.html>

また、公益財団法人日本医療機能評価機構が、医療事故情報収集等事業において収集された情報に基づき、医療事故の発生予防、再発防止を促進するために特に周知すべき情報を医療安全情報として下記ホームページに掲載していますので、御活用ください。

日本医療機能評価機構医療安全情報ホームページ

<http://www.med-safe.jp/contents/info/index.html>

(別紙) 情報の掲示物の例

保護者の皆様へ

★ 子どもによる医薬品の誤飲事故に注意！ ★

子どもによる大人用の医薬品の誤飲が多く発生しています。子どもの行動の特徴をふまえ、特に、子どもが誤飲すると入院等の重い中毒症状を呈するリスクが高い医薬品(向精神薬、気管支拡張剤、血圧降下剤及び血糖降下剤)の家庭における保管については十分注意しましょう。

！ 家庭での医薬品の保管のポイント !

- 子どもの手の届かない、見えない所に保管しましょう。
- 保管する場合には、鍵のかかる場所に置く、取り出しにくい容器に入れるなど、複数の対策を講じましょう。

子どもが医薬品を誤飲した際の相談機関(例)

中毒110番・電話サービス(通話料は相談者負担)

【連絡先】 大阪中毒110番(365日24時間対応) 電話:072-727-2499
つくば中毒110番(365日9~21時対応)電話:029-852-9999

出典:消費者安全法第31条第3項に基づく経過報告「子どもによる医薬品誤飲事故」
(平成26年12月19日 消費者安全調査委員会)

☆詳しくは消費者庁ホームページをご覧ください。
(http://www.caa.go.jp/safety/pdf/141219kouhyou_2.pdf)

《参考》

経過報告本文中に用いる用語の取扱いについて

本経過報告の本文中における記述に用いる用語の使い方は、次のとおりとする。

- ① 断定できる場合
・・・「認められる」
- ② 断定できないが、ほぼ間違いない場合
・・・「推定される」
- ③ 可能性が高い場合
・・・「考えられる」
- ④ 可能性がある場合
・・・「可能性が考えられる」
・・・「可能性があると考えられる」

**消費者安全法第31条第3項に基づく
経過報告**

子どもによる医薬品誤飲事故

平成26年12月19日

消費者安全調査委員会

目次

要 目 录	目 次
1. 子宮內膜癌藥物治療的現狀 1	
1. 1. 子宮內膜癌藥物治療的現狀 3	
1. 2. 子宮內膜癌藥物治療的現狀 4	
1. 3. 子宮內膜癌藥物治療的現狀 7	
1. 4. 諸如防癌包裝器皿 8	
2. 事故原因調查的經過 11	
2. 1. 事故原因調查的經過 11	
2. 2. 調查原則 11	
2. 3. 調查的實驗過程 11	
2. 4. 調查的結果 12	
3. 分析 13	
3. 1. 中毒情況分析及中毒原因的分析 13	
3. 1. 1. 調查方法 13	
3. 1. 2. 調查結果 14	
3. 1. 3. 考察 23	
3. 2. 調查調查的意義 25	
3. 2. 1. 調查目的 25	
3. 2. 2. 調查方法 25	
3. 2. 3. 調查結果 26	
3. 2. 4. 考察 32	
3. 3. 調查者與調查員 34	
3. 3. 1. 調查員 34	
3. 3. 2. 調查方法 36	
3. 3. 3. 調查結果 38	
3. 3. 4. 調查中發現的問題 40	
3. 3. 5. 調查中發現的問題 42	
3. 3. 6. 調查中發現的問題 44	
3. 3. 7. 調查中發現的問題 47	
3. 4. 小兒科醫務工作問題 51	
3. 4. 1. 進診調查之問題 52	
3. 4. 2. 調查之問題 53	
3. 5. 子宮內膜癌藥物治療的問題 56	
4. 分析結果 56	
4. 1. 調查結果的整理與分析 56	
4. 2. 子宮內膜癌藥物治療的問題 58	
4. 3. 特性在調查中發現的問題 59	
4. 4. 子宮內膜癌藥物治療的問題 61	
5. 再發防止策 63	
5. 1. 調查者對之周知 63	
5. 1. 1. 以上之周知 63	
5. 1. 2. 調查者之周知 64	
5. 2. 包裝容器改進面之討論 (今後、調查委員會之更化檢討) 65	
5. 2. 1. 調查結果的重視化) 今後の傾向 65	
5. 2. 2. 調查結果的重視化) 今後の傾向 66	
6. 管見 66	
6. 1. 1. 厚生労働大臣への意見 66	
6. 2. 消費者庁意見への意見 66	
6. 3. 事例1 67	
6. 3. 1. 事件1 67	
6. 3. 2. 事件2 68	
6. 3. 3. 事件3 69	
6. 3. 4. 事件4 70	
6. 3. 5. 事件5 71	
6. 3. 6. 事件6 72	
6. 3. 7. 事件7 73	
6. 3. 8. 事件8 74	

要　旨

公益財団法人日本中毒情報センター（以下「中毒情報センター」という。）が収集した情報によると、5歳以下の子どもの医薬品等の誤飲事故情報の件数は、平成18年以降増加傾向にある。特に、一般用医薬品等に比べて、医療用医薬品の誤飲が増加する傾向がある。

また、厚生労働省が実施している「家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告」によると、小児による医薬品・医薬部外品（以下「医薬品等」という。）の誤飲事故の件数は、たばこに次いで多い。

消費者安全調査委員会（以下「調査委員会」という。）は、このような状況を踏まえて、子どもによる医薬品誤飲の原因を解明し、再発防止が必要であると判断し、調査を行うこととした。

〈分析のまとめ〉

保護者へのアンケート調査及び誤飲事故が発生した家庭での現地調査や聞き取り調査から、子どもによる医薬品の誤飲については、①医薬品の置き忘れや一時保管していた場所から子どもが医薬品を手に取って誤飲する事故や、②手が届かない、目に触れないはずの保管場所から子どもが取り出し誤飲する事故が確認された。後者には、保護者が想像し難いような行動により取り出した事例もあった。

これらの事故には、子どもの成長に応じて「身近にあるものを何でも口に運ぶ」、「周囲への興味や関心が高まり人の模倣をする」、「興味を持って好んで取る」など、子どもの年齢や発達段階によって変化する行動特性が影響していると考えられる。

また、保護者へのアンケート調査から、保護者にこのような誤飲事故について十分に認知されていないことが事故発生の背景要因となっていると考えられる。

子どもが誤飲する医薬品の種類は多岐にわたったが、特に注意を要するものとして、向精神薬、気管支拡張剤、血圧降下剤及び血糖降下剤が考えられる。

子どもの行動特性や、保護者の体調等によっては注意力が散漫になりがちな場合があることなどに鑑み、仮に子どもが医薬品を手に取ったとしても容易に開封することができない容器の開発・普及などの対策が必要であると考えられる。

さらに、様々な機会、媒体を活用しつつ、注意喚起や啓発の取組を継続して

行っていくことが重要である。その際、事故事例を紹介するなどにより、子どもの成長に応じた事故の特徴、注意すべきポイント、特に注意を要する医薬品の種類などをできるだけ具体的に示すことがより効果的と考えられる。

〈意見〉

調査委員会は、医薬品包装容器等の製品面の課題を中心に、子どもによる誤飲事故の防止に向けた調査を引き続き行うが、現時点まで行った調査の結果に基づき、消費者へのリスク等の周知に関する点について、以下のとおり意見を述べる。

厚生労働大臣への意見

厚生労働省は、子どもによる医薬品の誤飲防止のため、次の（1）、（2）及び（3）の取組を行うよう地方公共団体及び関係団体に求めるべきである。

（1）子どもによる医薬品の誤飲事故の発生自体を認識していない保護者も少なくないことから、医薬品の誤飲のリスクについて、子どもの年齢や発達段階によって変化する行動特性や、子どもによる大人用医薬品の誤飲が多く発生し、入院に至るような重い中毒症状を呈すると考えられる向精神薬等の誤飲も発生していること等も踏まえ、できるだけ具体的なポイントを示しつつ、保護者に対して広く周知し、家庭での適切な管理を促すこと。

（2）子どもが誤飲して、重い中毒症状を呈するリスクが高い医薬品を中心に、医薬品を処方及び調剤する際に、子どもによる誤飲について保護者に伝わる注意喚起を行うこと。

（3）子どもによる医薬品の誤飲に対する対処方法を知らない保護者が多いという実態に鑑み、保護者に対して、子どもによる医薬品の誤飲事故が発生した場合に的確な対処方法の相談や指示ができる機関に関する情報提供の徹底を図ること。

消費者庁長官への意見

消費者庁は、子どもによる医薬品の誤飲防止のため、保護者等に対して、上記（1）及び（3）を内容とする注意喚起を行うべきである。

月 27 日) 及 UPA 成 24 年度 (平成 26 年 3 月 31 日)
〔家庭用品等化粧品及機器製造販賣業者三種告白〕(學生労働省) 平成 22 年度 (平成 23 年 12

(1) 士巴勿尼尼烏尼特
故 (3 . 3 . 2) 事例2)

故又以醫藥為本業者必為、開設之醫館者亦行之。此乃上古之良藥也。

11.2 子宮外妊娠藥物治療的原則

手机、集成商销售的手机及平板电脑，平均成24年比15款以下的手机及医疗类商品占据了近七成的份额。

(原生共體會「家庭用品等化保石健康教育院主二多一報告」、「六九調查委員會工作成)

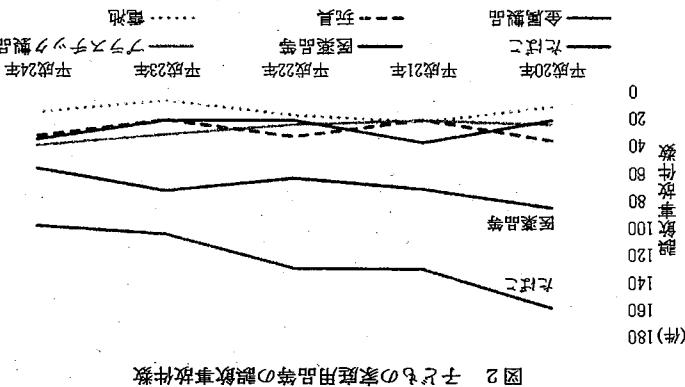


图2 子宫癌的治疗用品等的摄影故事软件数据

医生开具的处方、药品说明书、医疗器械使用说明书中有关健康教育的内容，以及医疗机构内设置的健康教育宣传栏等为一般广告。

中華醫學書局編印《一九四九年志》調查委員會工作報告

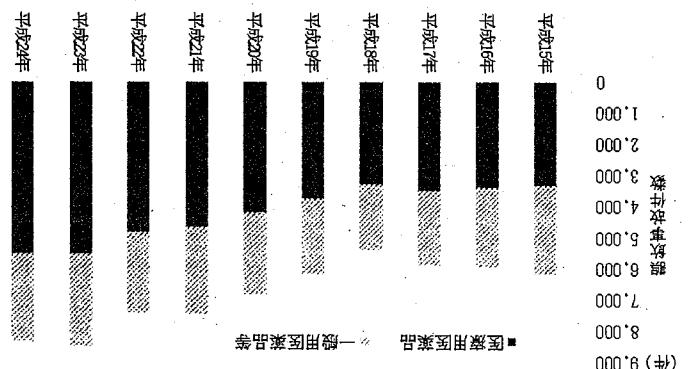


图 1-5 需以分子语言为题叙事软件数

中醫開藥方時會將藥物分為君、臣、佐、使四類，君藥指對主要病證起主要治療作用的藥物；臣藥指輔助君藥治療次要病證的藥物；佐藥指消除或減輕君、臣藥毒性或烈性的藥物；使藥指引導藥物到作用部位的藥物。在中醫臨牀上，常根據疾病的症狀和體徵，選用不同的藥物組合來治療疾病。

1.1 手足口病の医薬品調剤・事故の発生状況

子宮癌篩查及醫藥品議會專題◎現狀

親が目を覚ますと、医薬品を保管していた居間の棚の近くに、嗜み跡のあるPTP包装⁷が落ちているのを発見した。子ども（年齢1歳7か月、身長79cm）は、大人用の胃炎・胃潰瘍治療薬を4～5錠誤飲していた。この家庭では、子どもの目や手の届かない棚（床面から136cm）に医薬品を保管していたが、子どもは座椅子2台と子ども用の椅子を足場にして当該医薬品を手にしたと考えられる（図3参照）。

図3 (1)において医薬品を置いていた場所及びその付近の状況

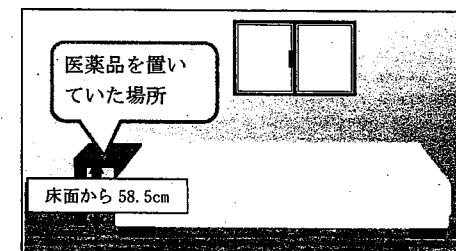


(2) 置き忘れた医薬品を誤飲した事故 (3. 3. 4の事例4)

親は、子ども（年齢2歳5か月、身長85cm）と一緒に昼寝をしようと考え、自身が寝つきをよくするために普段服用している精神安定剤を3～4錠（PTP包装）携行し、子どもと一緒に寝室へ入った。親はこれまで寝室に医薬品を持ち込んだことはなかったが、事故発生当日は、当該医薬品を1錠服用し、残りの2～3錠を同室のベッドのサイドテーブルの上に置いたまま、子どもより先に寝てしまった。子どもは、サイドテーブル上の医薬品を手に取り誤飲した（図4参照）。

⁷ 「PTP包装」とは、「Press Through Package」の略で、医薬品等をアルミなどの薄いシートとプラスチックで、1錠ずつ分けて包装したものという。

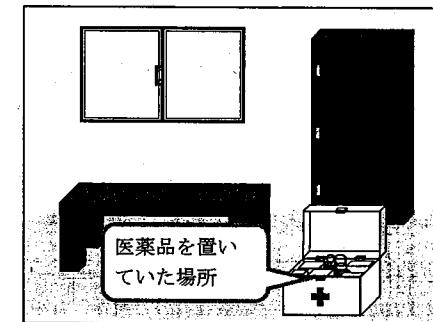
図4 (2)において医薬品を置いていた場所及びその付近の状況



(3) 兄の治療中に弟が医薬品を誤飲した事故 (3. 3. 5の事例5)

親が居間の床の上に薬箱を置いて子ども（兄）の怪我の手当てをしていたとき、子ども（弟、年齢2歳6か月、身長80cm）が薬箱から乗物酔防止薬を取り出し、5錠程度誤飲した。誤飲した医薬品は、弟が数日前まで食べていたタブレット菓子と外観が類似していた（図5参照）。

図5 (3)において医薬品を置いていた場所及びその付近の状況



(4) 甘い味のするシロップ薬を多量に誤飲した事故 (3. 3. 6の事例6)

両親が見ていない間に、子ども（弟、年齢2歳10か月、身長92cm）が台所で瓶に入ったシロップ薬を1本全量誤飲した。誤飲した医薬品は、台所の調理台の奥に、一時的に置いていた（図6参照）。弟の身長では手の届かない場所に医薬品があったため、弟は、踏み台を使用したか、兄と協力して手にした可

包裝の種類 PPP包裝	器具形態 器具形態	器具形態 器具形態	(再封不可能)
包裝形態 器具形態	器具形態 器具形態	器具形態 器具形態	(再封可能)
器具形態 器具形態	器具形態 器具形態	器具形態 器具形態	(再封可能)
器具形態 器具形態	器具形態 器具形態	器具形態 器具形態	(再封可能)

1. 4 電氣防爆的危險包裝器皿及CD

能性方法論。應該「忘」掉、以為「圓滿」的「口才」要「圓滑」、其「工欲善其事、

• 364 •

图6 (4) 化学药品杂质、光学异构及药品的杂质情况

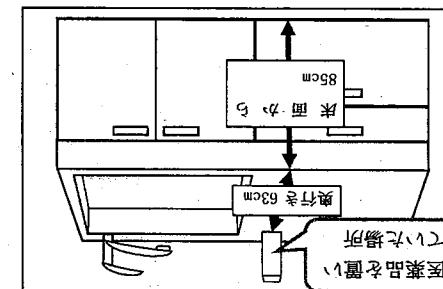


图 8 (左) 1941 年《医案医论医史学》(右) 1958 年《中医学报》刊载的朱丹溪

• 364 •

能性を示す。隠れルートの件、1.5倍削除率の件など審査事務、書類検査等。

◎《宋史》卷一百一十五
宋高宗以六郡民守之尤力，東莞郡分置定州于一處。

- (1) 家庭用品等化粧品の健康情報を電子マガジンへ三分の一報告(厚生労働省)
- (2) 「医薬品等の健康防災対策の徹底化」(厚生労働省)
- (3) 「母子保健事業の充実の取組」(厚生労働省)
- (4) 「子供安全大作戦」(消費者庁)
- (5) 「幼児から成人の知識」(厚生労働省)
- (6) 「ママのための大変危険です。子育ての誤解!!」(中毒情報化センター)
- (7) 「子供用日用品を中心とした医薬品容器の安全対策報告書」(東京都商局等)

(1) 日本国内の医薬品の安全包装に係る取組

① PTP包装の誤飲事故防止対策

高齢者が、PTP包装の医薬品を1錠単位で切り離し、錠剤と一緒にPTP包装ごと飲み込み、喉や食道などを傷つける事故が頻発した¹¹ため、厚生労働省から平成22年9月15日に通知「PTP包装シート誤飲防止対策について」(医政総発0915第2号・薬食総発0915第5号・薬食安発0915第3号)が発出された。これを受け、日本製薬団体連合会¹²等により、1錠ごとに切り離せないようにPTP包装のミシン目の工夫等の検討が進められている。

② CR包装容器の検討

「子供用水薬を中心とした医薬品容器の安全対策報告書」(平成23年4月)では、子どもの誤飲事故の発生状況、医薬品誤飲事故を防止するための安全対策の現状、水薬誤飲事故の事例等が取りまとめられている。さらに、誤飲防止策の1つとして、医療機関及び薬局における子ども用水薬のCR包装容器の使用及びCR包装容器の普及への取組等についての提言がされた。医薬品包装容器の多くを占めるPTP包装での誤飲事故については、この調査では言及されていない。

また、厚生労働省は、平成25年1月4日に通知「医薬品等の誤飲防止対策の徹底について」(薬食総発0104第4号・薬食安発0104第3号)を発出し、関連団体に対して、CR包装容器の採用をはじめ、小児による医薬品等の誤飲防止等、医薬品の安全性の向上のための検討を求めている。

(2) 海外でのCR包装容器普及状況

米国では、各年齢層の死因に関する統計データベースを調査した結果、1962年に年間450人に上る5歳以下の子どもが中毒¹³で死亡していることが分かった¹⁴。これらの死亡事故は、洗剤や庭用農薬、医薬品といった家庭用製品によ

¹¹ 平成12年度から平成21年度まで危害情報システムに寄せられたPTP包装などの包装容器ごと誤飲した86相談事例のうち、8割以上が60歳代以上の高齢者で占められ、3歳未満の子どもは5%以下であった。

¹² 医薬品製造業者を会員とする地域別団体（東京、大阪等各都道府県に所在する17団体）及び業態別団体（医療用、一般用等各業態別による14団体）により、構成される連合会。

¹³ 「中毒」とは、飲食物または内用・外用の薬物などの毒性によって生体の組織や機能が障害されること。（出典：広辞苑）

¹⁴ チャイルドレジスタンス包装容器 第1回 世界の最新動向 効果が実証された傷害防止ストラテジー（前編）PHARM TECH JAPAN Vol.30 No.2 (2014) 27

り引き起こされていた。中毒事故の未然防止のために包装容器の改良が検討され、結果として、1970年にPoison Preventive Packaging Act (毒物予防包装法)が連邦議会を通過し、1972年に施行された。この法律によって、医薬品を含む特定の家庭用製品の包装容器は、CR包装容器にすることが義務化された。

欧州連合（以下「EU」¹⁵という。）では、2003年にCR包装容器についてEN規格¹⁶を設定したが、CR包装容器は、必ずしもEU加盟各国において要求されているわけではない。EU加盟各国は自国における製品要件を定め、要件を実行するための制度を導入する権利がある¹⁷。例として、英国では、医薬品の中でも固形アスピリン（アセチルサリチル酸）、液状アセトアミノフェン（パラセタモール）、24mg超の元素鉄を含む医薬品に対してCR包装容器を義務化している。一方、仏国では、行政命令で定めた危険物質の中に医薬品は含まれておらず、医薬品に対してCR包装容器を義務化していない。

¹⁵ European Union の略称。

¹⁶ European Norm (European Standards: 欧州規格) の略称。ENはEU加盟国間の貿易円滑化と同時に産業標準化のための「地域規格」として制定されている。

¹⁷ PHARM TECH JAPAN Vol.30 No.2 (2014) 32

2. 导致等离子体的途径

2. 事務等原因調查の經過
調査委員会第10回食品・化学・医学等事務調査部会(調査課題
名録)
8月8日
8月29日
9月11日
調査委員会第11回食品・化学・医学等事務調査部会(調査課題
名録)
調査委員会第23回調査委員会(調査課題乙)進捗状況名録
9月29日
9月11日
2. 1. 事務等原因調査を行ふ上に於ける理由

2. 1 事故等原因除查明外行之禁止理由

2月4日	調查委員會第10回食品・化學・醫學等事務調查部會下調查經理會	會議
8月8日	調查委員會第11回食品・化學・醫學等事務調查部會下調查經理會	會議
8月29日	調查委員會第12回食品・化學・醫學等事務調查部會下調查經理會	會議
9月11日	調查委員會第11回食品・化學・醫學等事務調查部會下調查經理會	會議
9月26日	調查委員會第12回食品・化學・醫學等事務調查部會下調查經理會	會議
11月11日	調查委員會第11回食品・化學・醫學等事務調查部會下調查經理會	會議
11月26日	調查委員會第12回食品・化學・醫學等事務調查部會下調查經理會	會議
11月21日	調查委員會第13回食品・化學・醫學等事務調查部會下調查經理會	會議
12月5日	調查委員會第14回食品・化學・醫學等事務調查部會下調查經理會	會議
12月19日	調查委員會第15回食品・化學・醫學等事務調查部會下調查經理會	會議
12月27日	調查委員會第16回食品・化學・醫學等事務調查部會下調查經理會	決定

2.4 調查の視点

調査委員会会員、医薬品の包装容器等の製品面の問題、双方及以上的入院時、既存患者等医療品を使用する段階（家庭）及重症症化による医療の方法の調査を目的とした実験的調査を行った。本研究は、医薬品の包装容器面での日用品及び再商品止第2回、調査会員が行い、今後取り次ぐ方。

12月20日 第15回調查委員会乙、子宮癌
因調査を行ふ事故乙レ丁選定

平成26年 12月20日	因調查會行之事故之原因 第15回調查委員會乙、子21乙之上医薬品調製事故之事故等原
2月13日 4月10日 5月8日 6月12日	之審議 調查委員會第7回貪品・化學・醫學等事故調查部會之調查 之報告及乙今後の調査方針之審議 調查委員會第8回貪品・化學・醫學等事故調查部會之調查 之報告及乙今後の調査方針之審議 調查委員會第9回貪品・化學・醫學等事故調查部會之調查 之報告

2.3 調查の実施経過

2. 調查体制

(a) 「広く消費者の利用行動を把握する「公共性」が高くなる。
 (b) 「多様性」が高くなる。
 (c) 「消費者（子ども）自身による回避可能性」が低くなる

2

1

4月10日	《申报》	调査委员会第7回販品・化学・医学等事故調査部会(乙調査課調査委員会第7回販品・化学・医学等事故調査部会(乙調査課)
5月8日	《申报》	○報告及乙今後○調査方針(乙審議)
6月12日	《申报》	調査委員会第8回販品・化学・医学等事故調査部会(乙調査課調査委員会第8回販品・化学・医学等事故調査部会(乙調査課)
乞援告	乞援告	乞援告

3 分析

3. 1 中毒情報センターからの情報収集及び分析

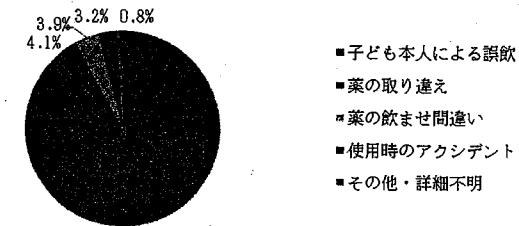
中毒情報センターは中毒110番¹⁸という電話相談窓口を設置している。中毒情報センターに寄せられた、子どもによる医薬品等の誤飲事故に関する相談情報を基に、誤飲発生状況を詳細に分析した。

3. 1. 1 調査方法

平成24年1月～12月に中毒情報センターが収集した5歳以下の子どもの医薬品等誤飲事故情報8,388件のうち、症状を有した869件をデータ分析対象とした。分析に当たっては、子ども本人による誤飲事故764件(87.9%)と大人の与え間違い(医薬品等の取り違え¹⁹、医薬品等の飲ませ間違い²⁰及び使用時のアクシデント等)による誤飲事故105件(12.1%)は発生の原因に相違があると考えられることから2つに分けて、詳細を分析した(図7参照)。

また、医療機関からの連絡のあった(171件)に対して行われた追跡調査によって回答を得た112件の情報についても中毒情報センターから提供を受け、調査委員会で分析を行った。

図7 子どもの医薬品等誤飲事故



3. 1. 2 調査結果

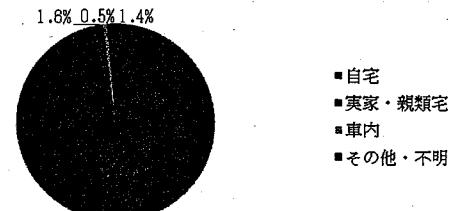
(1) 子ども本人による医薬品等誤飲事故

子ども本人による医薬品等誤飲事故764件のうち、家族からの連絡は、608件(79.6%)であり、残りの連絡は、医療機関等(病院、診療所、薬局)と保育所からであった。

① 誤飲事故の発生場所及び時刻

発生場所は、自宅が737件(96.5%)と多数を占め(図8参照)、発生時刻は、7時～21時頃までの時間帯に多発し、特に18時～19時に集中していた(図9参照)。

図8 子ども本人による医薬品等誤飲事故の発生場所



¹⁸ 中毒110番は、一般市民や医療機関等からの相談者に対して、医薬品等の化学物質等に起因する急性毒性について、受診の必要性、予想される中毒症状、家庭での可能な応急手当などの情報を365日24時間対応で提供しているほか、起因物質別、発生場所別、年齢層別などの相談(受信)件数を、年報で毎年公開している。

¹⁹ 「医薬品等の取り違え」とは、本来飲むべき医薬品等とは異なる医薬品等を与えることをいう。

²⁰ 「医薬品等の飲ませ間違い」とは、本来飲むべき医薬品等の投与量や投与回数を間違えることをいう。

大人用藥品等の購入額中半数以上が個人用で、子供用医薬品
(0.5%) であります。

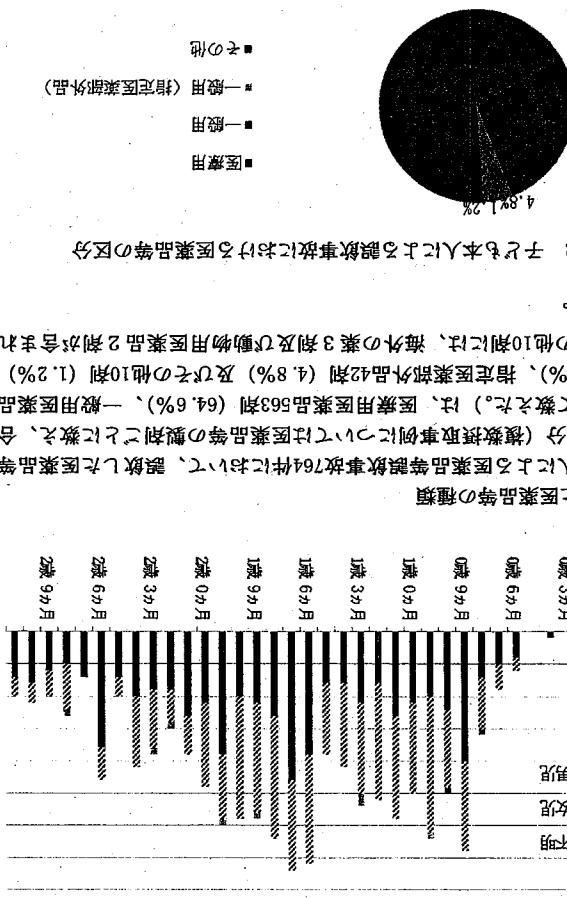


图11 子宫内膜癌的治疗策略根据其生物学行为分为三类(3期未满)

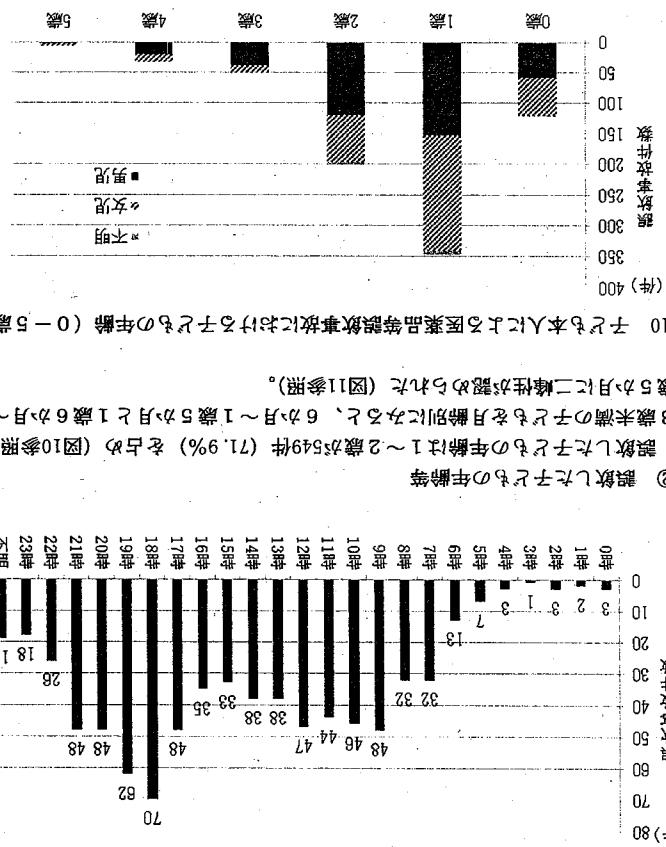
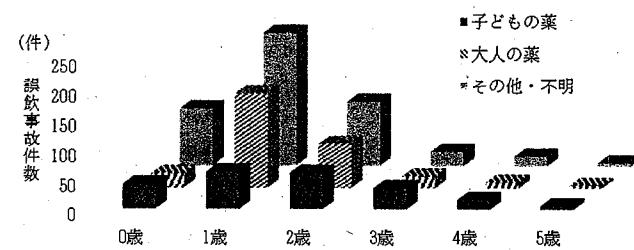


圖 9 子宮內膜上之藥物等靜脈敷劑之發生時刻

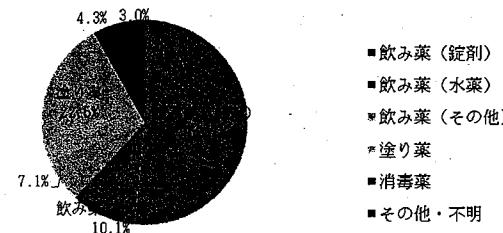
等の誤飲年齢の中央値は2歳2か月であった。また、1歳では大人用医薬品等の誤飲件数が多かった。2歳になると子ども用医薬品等と同数近くになり、3歳以上では、子ども用医薬品等の誤飲件数が多かった(図13参照)。このように、年齢によって誤飲した医薬品等の区分が異なることが認められた。

図13 子ども本人による誤飲事故における対象者別の医薬品等の内訳



誤飲した医薬品等の剤形は、飲み薬591剤(67.9%)、塗り薬196剤(22.5%)の順に多く、飲み薬の内訳は、錠剤442剤(50.7%)、水薬88剤(10.1%)及びその他61剤(7.1%)であった(図14参照)。なお、錠剤は大人用医薬品等、水薬は子ども用医薬品等が多いと考えられる。

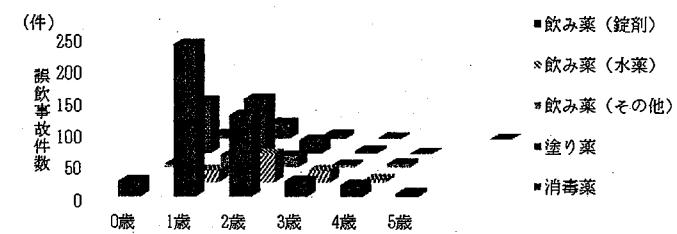
図14 子ども本人による誤飲事故における医薬品等の剤形



誤飲した子どもの年齢分布を医薬品等の剤形別にみると、塗り薬196件の誤飲年齢の中央値は1歳1か月であり、0歳、1歳で多く、2歳以上で顕著に減少した。錠剤442件の誤飲年齢の中央値は1歳10か月、水薬88件の誤飲年齢の中央値は2歳7か月であった(図15参照)。このように、誤飲した医

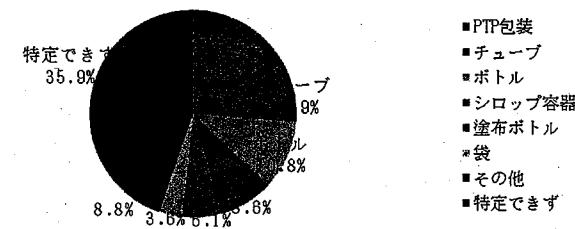
薬品等の剤形は子どもの年齢によって異なる傾向が認められた。

図15 子ども本人による誤飲事故における医薬品等の剤形と子どもの年齢



誤飲した延べ871剤の医薬品等の包装容器の種類について、確認できた558剤(64.1%)について、その内訳をみると、PTP包装133剤(15.3%)、チューブ95剤(10.9%)、ボトル94剤(10.8%)、医療用のシロップ容器75剤(8.6%)、塗布ボトル53剤(6.1%)、袋31剤(3.6%)及びその他77剤(8.8%)であり、PTP包装が一番多かった(図16参照)。

図16 子ども本人による誤飲事故における医薬品等の包装容器



誤飲した医薬品等延べ992剤(複数取扱事例については、合剤も含め、全ての医薬品等を個々に数えた。)について薬効を示した医薬品等を確認した。

その薬効は、医療用医薬品では、一般に子どもには処方されない催眠鎮静剤・抗不安剤77剤、精神神経用剤68剤の誤飲が多く、子ども本人にも処方される機会のある去たん剤61剤、抗ヒスタミン剤55剤などが続いた。一般用医薬品等では、子どもも使用する外用の鎮痛・鎮満・収斂・消炎剤が82

医薬品等与之関連する交通事故の発生場所は、大部分が自家用車の運転者多（65件）（図18参照）。乗用車17件、大型車12件、貨物車11件、自転車9件、オートバイ8件、公共交通機関8件、船3件、電動自転車2件、馬車1件、畜力車1件、その他（不明）2件。

① 誤飲事故の発生場所及び時刻

医薬品等与之関連する交通事故105件中、車両1件、建物1件、家屋5件（81.9%）、病院6件（12.4%）、診療所5件（4.8%）及び保育所1件（1.0%）である。

（2）医薬品等与之関連する交通事故

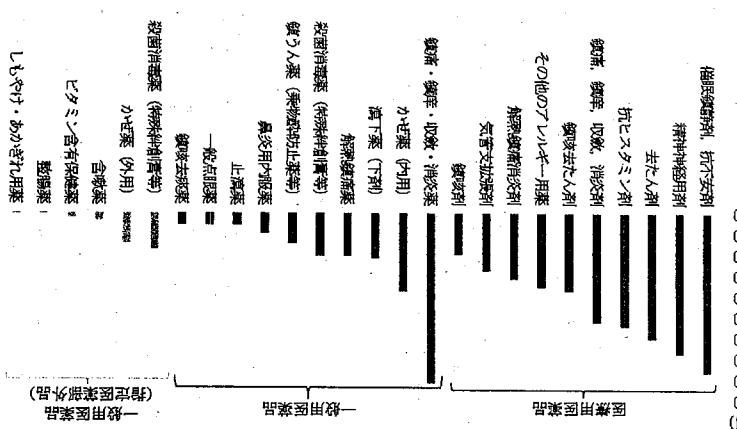


図19 与之関連する交通事故の発生時刻

車上多発（65件）、大人用ゴム靴38件、靴下類（下部）22例が記載される。

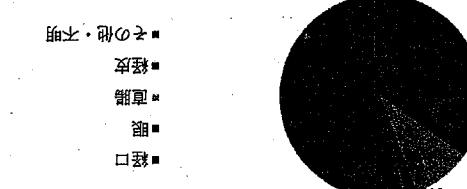


図20 与之関連する交通事故の医薬品等の採取経路

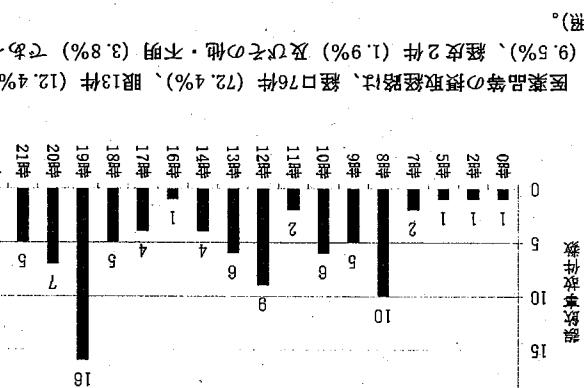


図20 与之関連する交通事故の医薬品等の採取経路

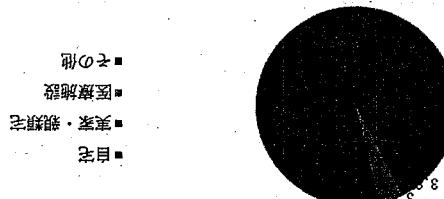


図21 与之関連する交通事故における医薬品等の採取場所

医薬品等と同一箇所で採取されたもの（図17参照）。これらの中間帶地、食事前後の服用時間帯に多くなる（図18参照）。

② 誤飲した医薬品等の種類

誤飲した医薬品等延べ 125 剤（複数摂取事例については医薬品等の製剤ごとに数え、合剤は 1 剤として数えた。）の区分は、医療用医薬品 100 剤（80.0%）、一般用医薬品等 18 剤（14.4%）、指定医薬部外品 6 剤（4.8%）及び医薬品類以外 1 剤（0.8%）であった（図 21 参照）。

また、誤飲した医薬品等は、子どもも用医薬品等が 85 剤（本人用の薬 61 剤、兄弟姉妹用の薬 24 剤）、大人用医薬品等が 16 剤及び不明が 24 剤であり、子どもも用医薬品等の誤飲は、大人用医薬品等の誤飲の 5 倍以上であった（図 22 参照）。

図21 与え間違いによる子どもの誤飲事故における医薬品等の区分

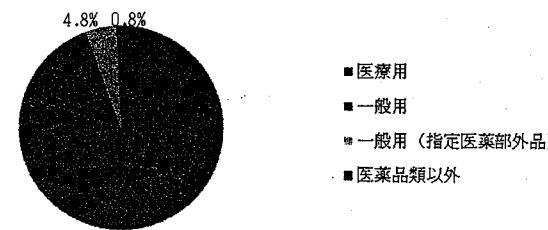
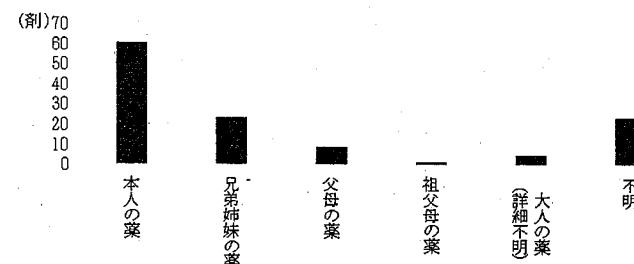
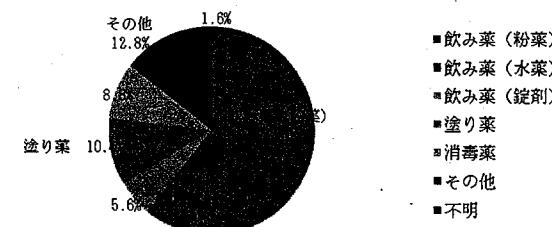


図22 与え間違いによる子どもの誤飲事故における対象者別の医薬品等の内訳



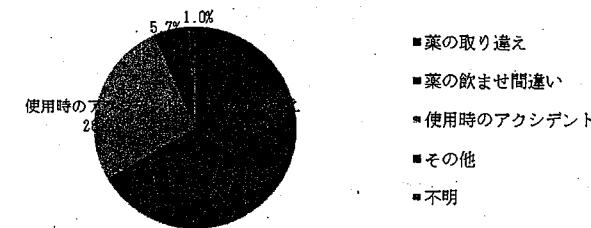
医薬品等与え間違いによる子どもの誤飲事故において、誤飲した医薬品等の剤形は、飲み薬である粉薬 55 剤（44.0%）、水薬 21 剤（16.8%）、錠剤 7 剤（5.6%）が多く、塗り薬 13 剤（10.4%）、消毒薬 11 剤（8.8%）であった（図 23 参照）。

図23 与え間違いによる子どもの誤飲事故の医薬品等剤形



大人による医薬品等の与え間違い 105 件の状況の内訳は、取り違え 36 件（34.3%）、飲ませ間違い 34 件（32.4%）、使用時のアクシデント 28 件（26.7%）、その他 6 件（5.7%）及び不明 1 件（1.0%）であった（図 24 参照）。

図24 与え間違いによる子どもの誤飲事故の状況



取り違えでは、長子と次子の薬を取り違えた、大人の座薬を子どもに使用した、間違えて点眼したなどの事故があった。飲ませ間違いでは、回数を多く飲ませた、シロップ剤を量り間違えたなどの事故があった。服用時のアクシデントでは、飛び散った薬剤が眼に入った、付着した手で眼をこすったなどがあった。入院した事例は 6 件あったが、死亡例はなかった。

(3) 医療機関から提供された情報

医療機関（病院、診療所）から連絡があった誤飲事故 171 件について、事故の原因となった医薬品等数を調査したところ、1 剤が 136 件（79.5%）、2 剂が 20 件、3 剂以上が 15 件であった。

(3) 医院感染预防与控制之基本措施
医疗机构多处存在感染源，精神病科用具、催眠镇静剂、抗生素及医疗器械等的使用是主要的感染途径。抗精神病药如氯丙嗪、奋乃静、氯氮平等药物，虽然能有效治疗精神疾病，但其副作用也很大，如引起锥体外系反应、过敏反应、粒细胞缺乏症等，严重时可致死。因此，在治疗精神病时，必须严格掌握适应证，避免滥用，同时注意观察药物不良反应，一旦发现有上述症状，应立即停药，并给予相应的治疗。对于感染性疾病，应及时诊断和治疗，防止病情加重或扩散。在治疗过程中，应注意个人卫生，保持良好的生活习惯，避免过度劳累，增强体质，提高免疫力。同时，加强病房管理，保持环境清洁，定期消毒，减少感染机会。

3) 医療機関から提供される情報

(1) 士佐市本人大口子医薬品等賃貸事業者に於て
医療事務 171件のうち 51件 112件大口、賃貸ルーム薬品の取扱い、販売、人院
日数等を定期調査する上記行為を行ふ。賃貸ルーム薬品の取扱い、販売、人院
医療事務 235件のうち 181件に精神用薬使用制24割、催眠鎮静剤、抗不安
精神疾患 10割の順位多々、一般用医薬品等 (48件) で以下制12割、催眠鎮
静剤、精神疾患止薬等6割の順位多々。
医薬品の主訴及び認知機能の亢進状態、眠気、頭痛 52件、持続性 34件、
心悸 26件、虚脱不能、立位不能 25件、胸騒ぎ、頭暈 19件、頭痛 15件、頭面紅潮
13件、不眠症 10件、下痢、軟便 10件が上記の順位である。
人院料明瞭ルーム事例は46件で、入院日数は2日が26件、3日が11件、4日
以上が9件であります。死亡率は6件で、死因別は心臓病が4件であります。

(1) 手足口病患儿的治疗与护理

于乙类非处方药中，西药有头孢克洛、阿司匹林、布洛芬等；中药有金银花颗粒、板蓝根颗粒、双黄连口服液等。孕妇禁用。

圖書編號：H-05 編工員：H-04 訂正者：H-05

③ 考古学2講
二の時期に比喩的要素の隕石が複数種類、隕石の隕石類の種類が多いため1講で2回、2講で2回講義を行なった。

(2) 無論那樣 1歲 3歲 5歲 2歲半

大人的耳朵里跟塞住耳朵的医学药品等跟敷软胶片，事故现场对食事前做的叫耳带，内服药的耳朵里塞住，很多小孩子吃了以后耳朵会发炎。耳朵里塞住以后大人用大人用大人的方法以后耳朵会发炎。医病用耳挖耳挖耳朵的方法以后耳朵会发炎。一般用耳朵里塞住以后耳朵会发炎。耳朵里塞住以后耳朵会发炎。耳朵里塞住以后耳朵会发炎。

(2) 手足關節炎及子宮內膜異位症等藥物事務處DC、IC

其後亦有如《廣雅》之《釋名》、《急就》、《韻鏡》等書，亦多取材於水藻。

ଶ୍ରୀମଦ୍ଭଗବତ ୧

3.2 保護者への意識調査アンケート

3.2.1 調査目的

医薬品の誤飲事故及び誤飲未遂時の背景を明らかにすることを目的とし、子どもによる医薬品誤飲について、保護者はどのような意識を持ち、対応しているかを調査するため、保護者への意識調査アンケートを実施した。

3.2.2 調査方法

過去1年間に6歳以下の子どもによる医薬品の誤飲事故又は誤飲未遂の経験を有する保護者の有効回答数が500得られるよう調査会社の登録モニターに対し、インターネットによるアンケート調査を実施した。

3.2.3 調査結果

アンケートに回答した5,830人のうち、子どもによる医薬品の誤飲事故又は誤飲未遂を経験したと回答した保護者は501人(8.6%)であった。この501人の保護者を調査対象として、医薬品の誤飲に関する意識、並びに医薬品の誤飲事故及び誤飲未遂の状況を取りまとめた。なお、501人の内で、過去1年間に子どもが医薬品の誤飲をしたと回答した保護者は延べ153人、誤飲未遂をしたと回答した保護者は延べ383人であった。

(1) 子どもによる医薬品誤飲に関する保護者の認識

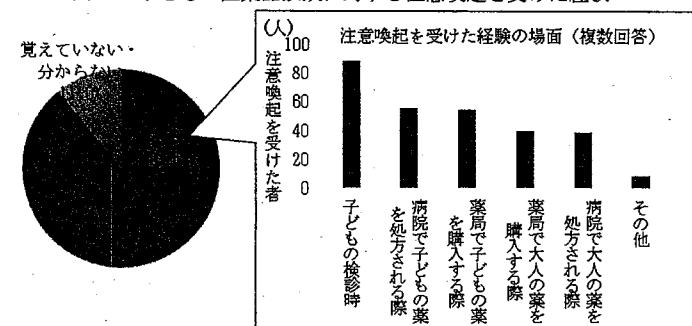
子どもによる医薬品誤飲事故又は誤飲未遂を経験した保護者501人のうち、誤飲事故又は誤飲未遂発生前に、子どもによる医薬品誤飲事故が発生していることを「知っていた」との回答は325人(64.9%)、「知らなかった」との回答は176人(35.1%)で、回答者の3分の1は子どもが医薬品を誤飲する可能性を知らなかつたことになる。

また、子どもによる医薬品の誤飲を経験した保護者153人に、誤飲時の対処方法を知っていたかを確認したところ、54人(35.3%)の保護者が対処方法を「知っていた」と回答し、153人(64.7%)の保護者は「知らなかつた」と回答した。子どもによる医薬品の誤飲に対して注意喚起を受けた経験は、59.5%の保護者が「ない」又は「覚えていない・分からぬ」であった。注意喚起を受けた経験のある保護者203人(40.5%)では、「子どもの検診時」が89人、

「病院で子どもの医薬品を処方される際」が56人、「薬局で子ども用医薬品を購入する際」が55人であった。また、大人用医薬品購入時の注意喚起は、40人が薬局で、39人が病院で受けた(図25参照)。

子どもによる医薬品誤飲事故では大人用医薬品を誤飲することが多かったが、購入時に病院又は薬局で注意喚起を受けた件数は、大人用医薬品の方が子ども用医薬品よりも少ないと分かった。

図25 子どもの医薬品誤飲に対する注意喚起を受けた経験



医薬品誤飲事故又は誤飲未遂を経験したときの子どもの年齢(複数経験している場合は直近の事例)は、1歳が228人(45.5%)と最も多く、次いで2歳が90人、0歳が67人であり、3~6歳は116人であった。

医薬品の保管に関して心掛けていることを確認したところ、「子どもの手の届かない高さに保管する」という者が357人(71.3%)と最も多く、「子どもの見えないところに保管する」という者が233人(46.5%)と次に多かった(図26参照)。子どもの年齢が3歳以上では手の届かない高さに保管する者は減少し、特に心掛けていることはないが増加した。鍵がかかる容器や場所に保管するは0歳で多くみられた。

图 26 医药品的保管范围(心跳停止复苏时)(横数回答)

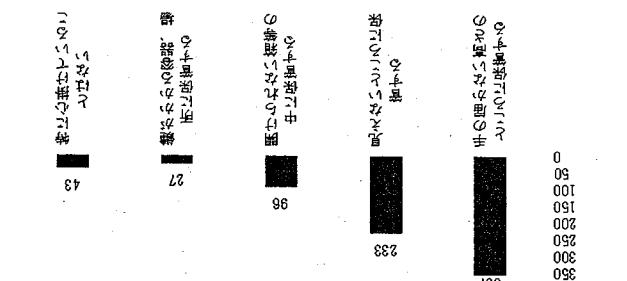


图 27 医药品保管方法及急救复苏时的注意事项(横数回答)

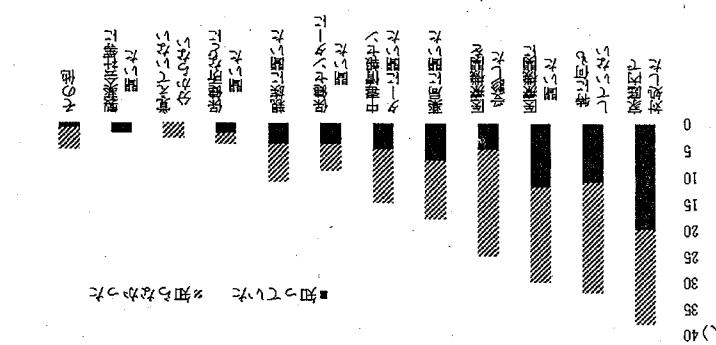


图 28 医药品保管方法及急救复苏时的注意事项(横数回答)

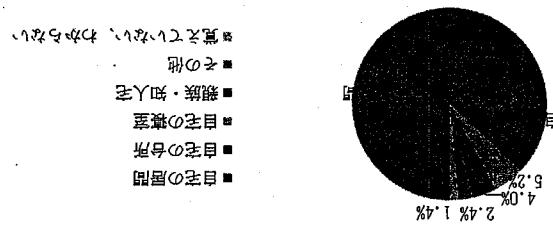


图 28 医药品保管方法及急救复苏时的注意事项(横数回答)

药品保管方法及急救复苏时的注意事项(图 28 参照)。首先、药品在急救室使用时 38 人、特药仓库 32 人、急救室 63 人、家庭内急救室 38 人。药品保管者有 378 人之多(图 29 参照)。其次、药品保管方法及急救复苏时的注意事项(图 27 参照)。再次、药品保管方法及急救复苏时的注意事项(图 26 参照)。

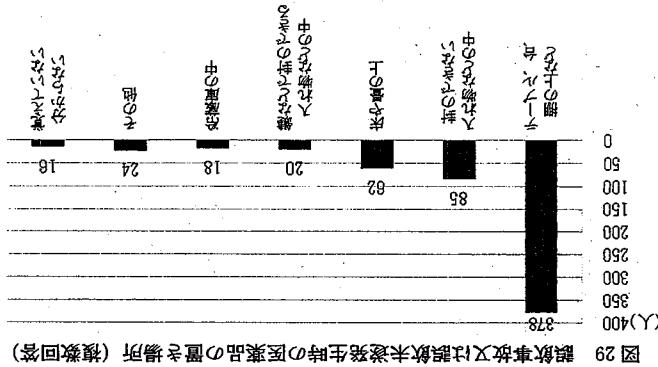
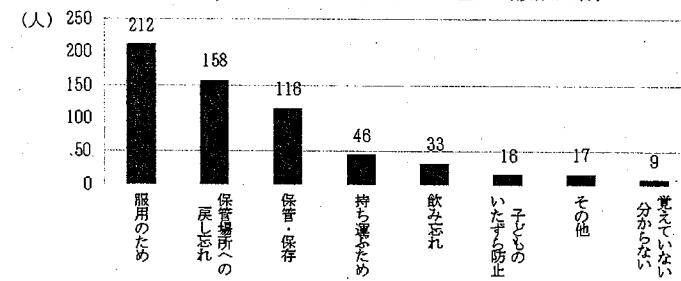


图 29 药物保管方法及急救复苏时的注意事项(横数回答)

药品保管方法及急救复苏时的注意事项(图 27 参照)。首先、药品保管者有 378 人之多(图 29 参照)。其次、药品保管方法及急救复苏时的注意事项(图 26 参照)。再次、药品保管方法及急救复苏时的注意事项(图 28 参照)。

药品保管方法及急救复苏时的注意事项(图 28 参照)。首先、药品保管者有 378 人之多(图 29 参照)。其次、药品保管方法及急救复苏时的注意事项(图 27 参照)。再次、药品保管方法及急救复苏时的注意事项(图 26 参照)。

図 30 医薬品をその場所に置いた理由 (複数回答)



誤飲事故又は誤飲未遂発生時に子どもが手に取った医薬品について、床からの高さを開いたところ、足場がない場合は、0歳から6歳まで、40~50cm(中央値)であった。足場がある場合、成長するに従って高い位置にある医薬品に手が届く傾向がみられた。さらに、子どもが自ら足場を持ってきた場合は、足場がある場合と比較して、より高い位置にある医薬品を取ることができ、100cm以上の高さに届いている事例も多かった。子どもが0歳の時には、足場を使わない場合が多かったが、1歳を越えると、その場にある足場を利用するか足場を持ってきて医薬品を取ることが多かった(表2参照)。

表 2 誤飲事故又は誤飲未遂の発生時の年齢と医薬品の床からの高さ

足場なし	0歳	1歳	2歳	3歳~6歳
	50	40	50	45~75
足場あり (椅子の上 を含む。)	14	95	30	42
	50	30~95	50	50~140
足場持参	37	91	90	52
	60~100	50~100	70~100	70~100
0歳	5	20	17	15
1歳	90	100	100	100
2歳	87.5~100	87.5~100	100~132.5	100~120
3歳~6歳	100	130	150	160

(3) 医薬品の種類

誤飲事故又は誤飲未遂の原因となった医薬品数が判明した466件(514剤)を対象として、医薬品の区分、剤形及び包装容器について聞いた。

医薬品の区分として、大人用医療用が179件(202剤)、大人用一般用が151件(160剤)、子ども用医療用が89件(100剤)、子ども用一般用が27件(31剤)、その他・不明が20件(21剤)であり、大人用医薬品の誤飲事故又は誤飲未遂が70%を超えた。

また、医薬品の剤形の内訳は、飲み薬が412件(457剤)、塗り薬が32件(34剤)及びその他・不明が22件(23剤)であり、飲み薬の中では錠剤・丸薬(口腔内崩壊錠及びチュアブル錠を含む)の267件(294剤)が多かった(図31参照)。医薬品の包装容器は、PTP包装263件(288剤)、1回分ずつ包装された袋包装71件(86剤)、ボトル65件(69剤)、チューブ23件(25剤)の順で多かった(図32参照)。

²¹ データを小さい順に並べて、下から1/4のところのデータを第1四分位数、2/4のところのデータを第2四分位数(これは中央値と同じ)、3/4のところのデータを第3四分位数という。ここでは、第1四分位数と第3四分位数を表記している。

(2) 鋼鐵事故及防護技術之研究

(1) 子宮內膜炎の臓器障害が発生する前の臓器炎症の臓器障害の原因
3分の1の保育者、臓器炎症の発生前に子宮内膜炎の臓器障害がある。
生活習慣改变が効果的。臓器炎症の発生前に子宮内膜炎の臓器障害がある。
子宮内膜炎の発生回数は個人差、35.3%が少數回数。
妊娠回数と子宮内膜炎の発生回数との関係は保育者の中心、臓器炎症に対する対処方法
子宮内膜炎の発生回数は個人差、35.3%が少數回数。
妊娠回数と子宮内膜炎の発生回数との関係は個人差、35.3%が少數回数。

3. 2. 4 等效

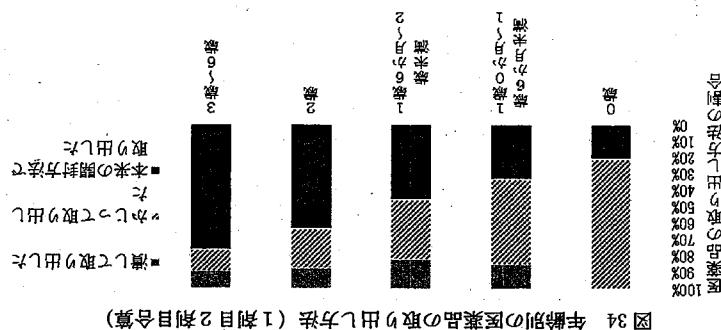


图 3-4 特别批准的药品的取用方法(1制自2制自合算)

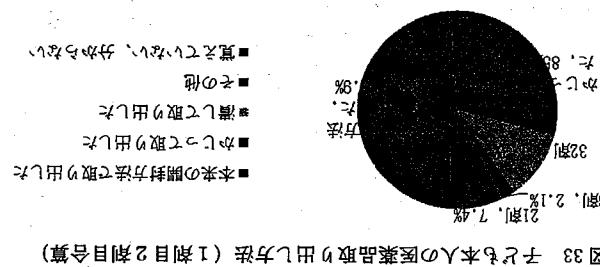


图 33 子宫本位的医案品取穴方法 (1 制目 2 制目合算)

原因之二「在醫藥品之銷售」出於「本公司之總經理」(440件)、「487期」
「487期」出於「患者」、「子女及本人」、「115回客」共255件(279期)。此幾點以「本公司
之25件(34期)及「76件(7期)」、「167期」、「周圍的子女」共6件(167期)、
「25件(34期)及「76件(7期)」、「115回客」共6件(7期)、「周圍的子女」共6件(167期)
出於「本公司之總經理」(255件(279期))。此幾點以「本公司之總經理」(255件(279期))
「本公司之總經理」(255件(279期))及「子女及本人」、「115回客」共255件(279期)。
原因之二「在醫藥品之銷售」出於「本公司之總經理」(440件)、「487期」

(4) 医薬品の取引出力方

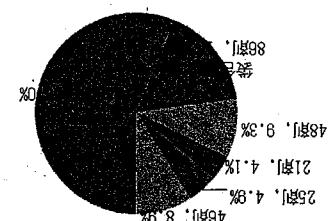


图 3-2 非处方药以复方感冒颗粒为代表的品种(1 制剂目录合集)

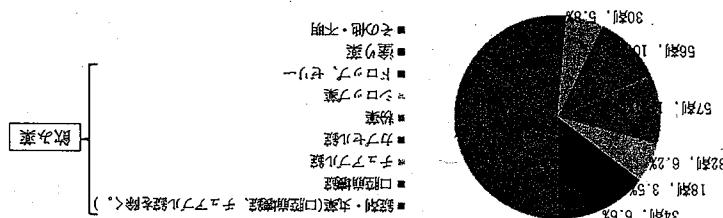


图3-1 银行从事外汇清算业务的原因之二：方便客户（1项目2期目合算）

誤飲事故又は誤飲未遂は、1～2歳児による事故が63.5%と半数以上を占めた。医薬品の包装容器についてはPTP包装や袋包装が多く、3.1における中毒情報センターからの情報分析結果と同様の傾向がみられた。

医薬品を取り出した者は、誤飲した子ども本人が取り出したとの回答が最も多かったが、周囲の大人が取り出したとの回答や、服用のためや、飲み忘れとの回答も多かった。また、保管場所への戻し忘れも多く、普段の保管・保存場所以外で誤飲が発生している場合が多い。他方、保管・保存場所から取り出した場合も2割程度あった。大人が服用するときは、子どもの存在を意識して、服用後に医薬品を速やかに保管場所に戻すことが重要である。

(3) 誤飲事故又は誤飲未遂発生時に医薬品が置かれていた場所と床からの高さについて

誤飲事故又は誤飲未遂発生時に子どもが手に取った医薬品の高さは、足場がない場合では0歳でも3歳以上でも50cm程度であったことから、医薬品を一定以上の高さに置くことが重要である。足場がある場合では2歳以上であれば100cm程度となっており、年齢が高くなるにつれ、高いところの医薬品を手に取る傾向があった。また、子どもが自分で足場を持ってきたケースでは、既に足場があるケースよりも高いところのものを取る傾向があった。

保護者が思っている以上に子どもの発達が早いことなど、子どもの年齢や発達段階によって変化する特性を意識した事故防止をする必要がある。

(4) 誤飲事故又は誤飲未遂の原因となった医薬品の種類について

誤飲事故又は誤飲未遂をした医薬品は大人用が多く(70.8%)、38.4%が医療用医薬品、32.4%が一般用医薬品であった。また、誤飲した剤形については錠剤・丸薬が多く、これらの中ではチュアブル錠や口腔崩壊錠の誤飲も多かった。大人用医薬品による誤飲事故数が多いため、大人用医薬品の販売時に子どもの誤飲に関する注意喚起の必要がある。

3.3 保護者への聞き取り調査

子どもによる医薬品の誤飲事故又は誤飲未遂の経験を持つ保護者8名に協力を得て、誤飲事故又は誤飲未遂が発生した状況について聞き取り調査を行った。

表3 誤飲事故又は誤飲未遂の8事例の聞き取り調査整理表

事例	児童年齢 (月齢)	医薬品名	高さ (cm)	特になし	原因
1	1歳6か月 78cm	風邪薬	100cm	—	・医薬品の一時保管 ・椅子を足場にした
2	1歳7か月 79cm	胃炎・胃潰瘍 治療薬	136cm	特になし	・椅子を足場にした (自ら持ってきた可能性あり)
3	2歳2か月 約90cm	解熱鎮痛剤	43cm	特になし	・医薬品の片付け忘れ ・医薬品を菓子と誤認
4	2歳5か月 85cm	精神安定剤	58.5cm	ふらつき 意識朦朧	・医薬品の置き忘れ
5	2歳6か月 約80cm	乗物酔防止薬	0cm	顔面紅潮 興奮状態	・薬箱を出して兄の治療中 ・医薬品を菓子と誤認
6	2歳10か月 92cm	風邪薬 (ショップ薬)	85cm/高さ 63cm/奥行き	特になし	・医薬品の一時保管 ・踏み台使用又は兄と協力した可能性
7	4歳6か月 97cm	末梢性神経障害改善薬	113cm	特になし	・クロゼットを自ら開ける ・踏み台を使用した可能性
8	6歳 約100cm	下剤	95cm	下痢	・医薬品の収納し忘れ ・医薬品を菓子と誤認

3.3.1 事例1：子どもが足場を使って医薬品を手に取った誤飲未遂

(1) 概要

誤飲未遂が発生した当日、自宅の居間に、母親と子ども（1歳6か月）（以下事例1において「子ども」という。）1名がおり、母親が目を離した少しの

氨基酸的吸收以无机盐为主，如谷胱甘肽、胱氨酸等氨基酸吸收率高，且吸收快，吸收后迅速进入血液循环。当氨基酸吸收后，大部分氨基酸被运送到肝脏，在肝内脱去氨基，生成尿素，通过血液循环运送到肾脏，随尿液排出体外。

1) 事故概要

3.3.2 實例2：子宮癌足夠依據→乙型乙狀結直腸癌→乙型乙狀結直腸癌

④ 脂肪水解液的浓度与疗效的关系
· 当胰凝乳蛋白酶需要时，刺激乙酰胆碱的释放
· 胃的乙酰胆碱上(胰凝乳蛋白酶的底物)乙酰胆碱
· 每毫克·毫升可使胃酸分泌增加10倍左右。

第四章 藥食素蠶養身保養者之對應

④ 聽取未經開口的投票的狀況
・自宅の居間で、母親は子供たちが活動する。
・母親は居間で、居間で子供たちが活動する。
・自宅の居間で、母親は子供たちが活動する。
・自宅の居間で、居間で子供たちが活動する。
・母親は居間で、居間で子供たちが活動する。
・母親は居間で、居間で子供たちが活動する。
・母親は居間で、居間で子供たちが活動する。
・母親は居間で、居間で子供たちが活動する。
・母親は居間で、居間で子供たちが活動する。

③ 聽取未遂時の見舞の状況

另外圖 1-7 由右邊的電容充電階段 II 取名之也可可能取名為「充電階段 II」。

- 去洗澡時，強烈建議先走回室內再可能後，自身身體是走不出去的。

② 藝術家應該研究身體的特徵及心靈動能力

卷之二十一

6) 電子商務之應用 / 朱惠娟

·当該医薬品は、15歳以上の方用であります。1日の服用量は6錠未満であります。

上半部第一排：醫藥器械、點膠機等；中間：小鏡頭封裝、PCB板、PCBA；右側：PCBA、TPU。

- 当該家庭医师、通常、医療品を個人的に入手する能力の上級(表面

图35 事例1(老年女性)医案医嘱(1)危象阶段治疗的针灸的状况

小説『江戸の花魁』は、子供たちが喜ぶ本の代表作である。その内容は、子供たちが花魁の世界に迷いこみ、花魁たちと一緒に遊ぶ冒險小説である。花魁たちは、豪華な衣装や装飾で描かれており、子供たちの想像力を刺激する。また、物語の中には、花魁たちの恋愛や争い、そして最後の決闘などの要素も含まれている。

図36 事例2において医薬品を置いていた場所及びその付近の状況

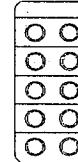


(2) 聞取り調査で判明した事項

① 誤飲した医薬品と管理状況

- ・誤飲した医薬品は、PTP 包装に入った口腔内崩壊錠の胃炎・胃潰瘍治療薬であり、医療用医薬品であった（図37参照）。

図37 事例2で誤飲した医薬品の形状



- ・当該医薬品は、成人用であり、通常、成人の1日の服用量は3錠である。子どもは、当該医薬品を4~5錠誤飲しており、成人の1日の服用量を超えていた。
- ・当該家庭では、通常、医薬品は、子どもが手の届かない、見えない場所の、扉付きの棚（床から136cmの高さ）に保管していた。
- ・誤飲事故当日も、医薬品は、通常の場所に保管していた。

② 誤飲事故発生時の子どもの身体的特徴及び運動能力

- ・子どもの身長は79cm、体重は8.8kgであった。
- ・子どもは、独り歩きや走り回ることが可能であり、自身の身長よりも高い

ところに置いてあるものをジャンプして取ることが可能であった。

- ・子どもは、引出しや棚など、様々な場所から物を取り出す行動をしていた。
- ・子どもは、自分で取り出しが困難な場所である場合は、子どもの姉（当時5歳）と協力して取り出すケースもあった。

③ 誤飲事故発生時の現場の状況

- ・自宅の居間に、母親と子ども1名がいた。
- ・母親は夜勤明けで昼寝をしており、子どもは居間で遊んでいた。
- ・母親は昼寝から目覚めた後、居間の棚の近くに嗜み跡があるPTP 包装が落ちているのを見発見した。
- ・母親は、誤飲後、医薬品の保管してあった棚の前に座椅子2台が重ねて置かれ、座椅子の近くには、その場所にないはずの子ども用の椅子が転がっていたことに気付いた。

④ 誤飲事故発生後の保護者の対応

- ・母親は、薬効の強い薬であれば救急車を呼んだ可能性があるが、誤飲した医薬品が胃薬であったことから、危険性は低いと判断し、知り合いの医師に相談することとした。
- ・相談を受けた医師は、誤飲したものが胃薬であれば様子を見て、子どもがぐったりするようであれば小児科に連れていくように指示した。
- ・母親は、医師の指示どおり、夜まで様子を見たが、子どもに特別変わった様子はなかった。
- ・事故後、当該家庭では、医薬品の保管場所を、棚から食器棚に変更し、食器棚の手前に侵入防止用のベビーゲートを設けることとした。
- ・当該家庭では、保管場所を変更したことにより、大人が服用する医薬品の保管位置は、床から177cmの高さ、子ども用の薬は、床から162cmの高さとなつた。
- ・当該家庭では、以前はかばんの中にも医薬品を入れていたが、子どもがかばんの中にも興味を示し始めたため、医薬品をかばんの中に入れるのをやめた。

3. 3. 3 事例3：片付け忘れた医薬品の誤飲事故

（1）事故概要

誤飲事故が発生した当日、自宅には、父親、母親、子ども（2歳2ヶ月）（以下事例3において「子ども」という。）1名がおり、3名はそれぞれ別の

(1) 事故概要
調査事務室が発生した日、毎週土曜日（2歳5ヶ月）（以下事例4回目）
「子供が」で50%。1名が家以外です。毎週1回、子供が2回以上で2週間、
1回自身が寝たまま下へ落ちたときに服用してしまった精神病安定剤3～4錠
(PTP包裝)掉下し、子供が一瞬で寝室へ行った。母親は当該医薬品を1錠
服用し、残り2～3錠を同様にして他の子供へ与えた。母親は当該医薬品を1錠
投与後、子供が2～3錠を服用したことによる誤飲を心配して病院へ運びこみ、子供が
母親が向かひ音沙汰するのと同時に、子供が意識障害で亡くなってしまった（図40参考照）。

1) 賽文輯要

3. 4. 事例4：醫藥器械品之報關及申報

④ 脊髓灰质炎疫苗的接种对象
·预防脊髓灰质炎、母乳喂养的孩子是免疫规划的主要对象，自己注射前应到疾控中心登记。成年人接种后应注意休息，避免剧烈运动。
·中毒者110毫升，200毫升的牛乳或鲜果汁，维生素B₁、B₂。中毒者，通常需要化验治疗并住院治疗。
·乙型脑炎、手足口病要接种乙型脑炎疫苗（乙脑疫苗）。乙型脑炎疫苗接种后应注意休息，避免剧烈运动。
·麻疹流行时接种麻疹疫苗，接种后应注意休息，避免剧烈运动。
·乙型脑炎、手足口病要接种乙型脑炎疫苗（乙脑疫苗）。乙型脑炎疫苗接种后应注意休息，避免剧烈运动。

第4章 故事叙述的保真者与对忘

- ③ 防止以欺骗手段获得主要用户的帐号的攻击
- 大规模、大规模、子域名、子域名、子域名的分布式拒绝服务、大规模的物品部署、大规模的广告、大规模的恶意软件、大规模的僵尸网络、大规模的DDoS攻击。
- 医疗药品攻击、支付近场通信NFC的窃取是巨大。

³ 麥加里歐先生譯的莫羅的米諾

- 子宮癌的身體特徵有：90cm、体重增加12kg及血尿。
- 子宮癌的治療方法有：手術、化療、放射治療。
- 子宮癌的危險因子有：年齡、遺傳、荷爾蒙、飲食、菸酒、性行為。
- 子宮癌的篩檢方法有：子宮鏡檢查、超音波檢查、血液檢查。

• 2018년 12월 27일 (금) 10:00 AM - 10:45 AM) 청주대학교

图 39 事例 3 [銀鎖ルル] 医薬品の形状

(2) 阴极 β 射线治疗机用 β 射线
① 阴极 β 射线治疗机用 β 射线
· 阴极 β 射线治疗机、TPP 包装贮入 α 大解热镇痛制剂 β 射线、一般用医药品
(第2期医药品) 乙类乙类 (图 39 参照)。

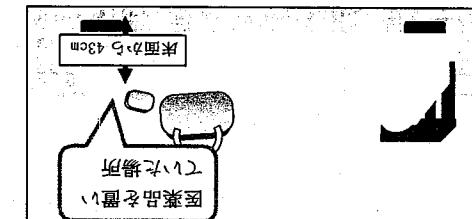


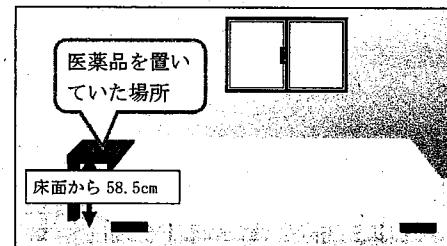
图 38 事例 3 (见图 1) “医案品名查”、“医案助记”之附近的效果

TPP 包裝的醫藥品
及製劑廠。父親在臺北市中正區忠孝西街二段二號的巷子旁有間
小房子，那裡就是父親的辦公室，也是我第一次接觸到TPP包裝的地方。
當時，父親在辦公室裡，把一盒盒的膠囊裝進塑膠袋，塑膠袋上印著
「GMP」三個字，這就是我第一次接觸到 GMP 認證。

で、船をこぐようにして寝室の壁に自身の頭をぶつけていた。母親は、同ベッド横の床に、噛み跡のあるPTP包装が落ちているのを発見した。

子どもの誤飲に気付いた母親は、複数の医療機関に相談するとともに子どもの父親に連絡し、誤飲の1時間後に子どもを病院に連れて行った。診察をした医師から、2日間はふらつくかもしれないが大丈夫だと言われた。子どもは病院で3時間程度寝た後、帰宅した。その後、子どもに通常と変わった様子はなかった。

図40 事例4において医薬品を置いていた場所及びその付近の状況



(2) 聞取り調査で判明した事項

① 誤飲した医薬品と管理状況

- 誤飲した医薬品は、PTP包装に入った精神安定剤であり、医療用医薬品であった(図41参照)。

図41 事例4で誤飲した医薬品の形状



- 当該医薬品の1日の服用量は、成人で睡眠障害に用いる場合に2~6錠であり、子どもは最大で3錠誤飲していた可能性がある。
- 当該家庭では、通常は、医薬品を子どもの手の届かない居間のテレビ台の棚(床から140cmの高さ)に保管していた。
- 誤飲事故当日は、母親は服用する分だけを上述の保管場所から寝室に持つて行ったが、これまで寝室に医薬品を持ち込んだことはなかった。

② 誤飲事故発生時の子どもの身体的特徴及び運動能力

- 子どもの身長は85cm、体重は13kgであった。

- 子どもは、独り歩きや走り回ることが可能であり、ペットボトルの蓋を手で開けることが可能であった。
- 子どもは、自分で踏み台を用意し、自身の背丈よりも高い位置にあるものを取ることが可能であった。

③ 誤飲事故発生時の現場の状況

- 自宅の居間に、母親、子ども1名がいた。
- 子どもが眠そうにしていたことから、寝室のベッドで一緒に昼寝することにした。
- 母親は、寝つきを良くするために通常服用している精神安定剤を1錠服用し、残った2~3錠を同室のベッドのサイドテーブルの上に置いたまま、子どもも同ベッドで昼寝をした。
- 母親が何か音がするので驚いて目を覚ますと、子どもが船をこぐように同ベッドの横の壁に自身の頭をぶつけていた。
- 子どもは、目が半開き状態で、意識が朦朧としており、同ベッドの上で立ち上がりろうとして壁に自身の頭を何度もぶつけていた。
- 同ベッド横の床には、噛み跡のあるPTP包装が落ちていた。

④ 誤飲事故発生後の保護者の対応

- 母親は、子どもが薬を誤飲するとは考えていなかった。
- 母親は、どの診療科の病院に連れて行けばよいのか分からず、複数の医療機関に電話をした。しかし、状況がうまく伝わらず、誤飲への対処方法を聞くことができなかつた。
- 母親から連絡を受けた子どもの父親は、複数の医療機関に連絡し、医薬品の誤飲事故に対応可能な病院を見つけた。
- 母親が誤飲に気付いてから約1時間後に当該病院に到着し、すぐに医師の診断を受けた結果、2日間ふらつくかもしれないが大丈夫とのことであった。その後、病院で3時間ほど子どもを休ませた後、帰宅した。
- 帰宅後、子どもに通常と変わった様子はなかつた。

3.3.5 事例5：兄の治療中に弟が医薬品を誤飲した事故

(1) 事故概要

誤飲事故が発生した当日、母親と子ども2名(兄と弟)が自宅の居間にいた。母親は、居間の床の上に薬箱を置いて兄の怪我の手当てをしていた。母親が、

第(2歲6ヶ月) (以下事例5回以上「第1回」
飲食方法。第2回以降は、第1回の1日の
服用量の6倍から7倍の量を服用する。
当該医薬品は、当該の量を服用する場合に
必ず医薬品包装袋、医薬品名(第1回)
の表示が記載される。

第② 飲食事放送生時①第1回の身体的特徴及び運動能力
・第1回の身長は80cm、体重は約10kgである。
・第1回の歩行回数は2回であり歩行可能である。
・第1回の手筋は、小指を手の親指と並んで可
能である。

③ 飲食事放送生時②現場の状況
・毎朝洗顔、刷毛で歯を磨く、歯磨き、第1回の手當
・毎朝洗顔、刷毛で歯を磨く、歯磨き、第1回の手當
・同居間で、口元で歯を磨く、歯磨き、第1回の手當
・母指が、第1回の手當で歯を磨く。
・青苔苔、第1回の手當で歯を磨く。
・母指が、第1回の手當で歯を磨く。
・青苔苔、第1回の手當で歯を磨く。

④ 飲食事放送生時の保護者の対応
・服薬依頼料(119番)にて相談室へ電話する。
・小児救急医
・第1回の手當で歯を磨く。
・第1回の手當で歯を磨く。
・第1回の手當で歯を磨く。
・第1回の手當で歯を磨く。
・第1回の手當で歯を磨く。

(1) 事故概要
・第1回の手當で歯を磨く。
・第1回の手當で歯を磨く。
・第1回の手當で歯を磨く。

3. 3. 6 事例6: 小児の手当で歯を磨く

・第1回の手當で歯を磨く。
・第1回の手當で歯を磨く。

・第1回の手當で歯を磨く。
・第1回の手當で歯を磨く。

・第1回の手當で歯を磨く。

・第1回の手當で歯を磨く。

・第1回の手當で歯を磨く。

・第1回の手當で歯を磨く。

・第1回の手當で歯を磨く。

・第1回の手當で歯を磨く。

・第1回の手當で歯を磨く。

・第1回の手當で歯を磨く。

・第1回の手當で歯を磨く。

・第1回の手當で歯を磨く。

・第1回の手當で歯を磨く。

・第1回の手當で歯を磨く。

・第1回の手當で歯を磨く。

・第1回の手當で歯を磨く。

・第1回の手當で歯を磨く。

・第1回の手當で歯を磨く。

・第1回の手當で歯を磨く。

・第1回の手當で歯を磨く。

・第1回の手當で歯を磨く。

・当該医薬品は、7歳以上が服用する。
・7~14歳の者1日服用量は半

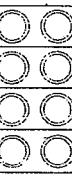


図43 事例5で使用した医薬品の容器

(第2類医薬品)であります(図43参照)。

・服薬ルーム医薬品は、PTP包装による薬物防吐薬です。
・一般用医薬品

① 調取ルーム医薬品の管理状況

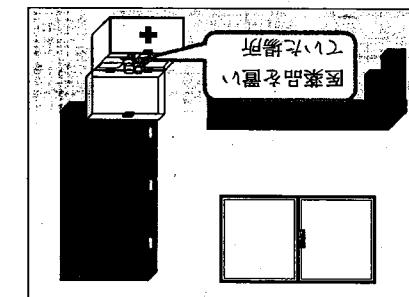


図42 事例5における医薬品収容庫の位置及びその付近の状況

院です。

・第1回の手當で歯を磨く。
・第1回の手當で歯を磨く。
・第1回の手當で歯を磨く。

・第1回の手當で歯を磨く。
・第1回の手當で歯を磨く。

・第1回の手當で歯を磨く。

・第1回の手當で歯を磨く。

・第1回の手當で歯を磨く。

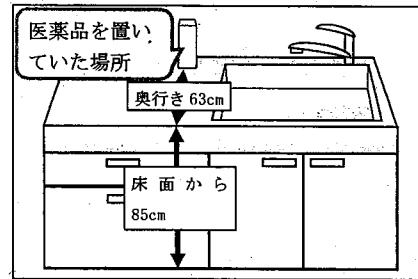
・第1回の手當で歯を磨く。

・第1回の手當で歯を磨く。

父親は、脱衣所にいた時、弟（2歳10か月）（以下事例6において「弟」という。）が何かを飲んだことを兄から聞いた。父親が、台所に行くと、シロップ薬の空き瓶が床に転がっているのを見発し、弟がシロップ薬を誤飲したと知った（図44参照）。

誤飲した弟の様子は、通常と変わりはなかったが、心配した両親が病院へ連絡し、病院からは、小児救急センターに行くように指示された。弟は、誤飲30分後に、小児救急センターに到着した。弟は小児医療センターで胃洗浄と点滴が行われ、そのまま入院し、2日後に退院した。

図44 事例6において医薬品を置いていた場所及びその付近の状況



（2）聞き取り調査で判明した事項

① 誤飲した医薬品と管理状況

- 誤飲した医薬品は、瓶入りの液体風邪薬であり、一般用医薬品（第2類医薬品）であった。
- 当該医薬品の瓶には誤飲防止のためのキャップがついており、未開封であった（図45参照）。

図45 事例6で誤飲した医薬品の形状



- 当該医薬品は、いちご風味のシロップ薬であり、甘くて飲みやすいのが特

徴であった。このため、弟が全量誤飲したと考えられる。

- 弟の年齢での用量は、1回7.5ml（1歳以上3歳未満）であり、1日6回まで（45ml）服用することができる。弟が誤飲した120mlは、1日の最大服用量の2.7倍になる。
- 母親は、誤飲事故当日、咳が止まらない兄（兄は、当時4歳8か月）のために薬局で当該医薬品を購入した。
- 母親は、シロップ薬を購入した際は、通常、帰宅後すぐに冷蔵庫に保管しているが、当日は、初めて購入した医薬品の説明書を読むため、薬の箱の封を開け、瓶のキャップは開けずに箱に入れた状態で、台所の調理台（床からの高さ85cm）の奥のほう（奥行き63cm）に置いていた。

② 誤飲事故発生時の弟の身体的特徴及び運動能力

- 弟の身長は92cm、体重は14kgであった。
- 弟は、独り歩きや走り回ることが可能であり、ペットボトルの蓋を手で開けることが可能であった。

③ 誤飲事故発生時の現場の状況

- 自宅には、父親、母親、子ども2名（兄弟）の4名がいた。
- 父親と兄弟の3名は風呂から上がり、母親は、入れ替わりで風呂に入った。
- 父親は、脱衣所で目薬を点眼している時、兄から弟が何かを飲んだことを聞き、台所に行くと、床に薬の空き瓶が転がっているのを見発し、弟が誤飲したことを知った。
- 瓶にはシロップ薬が残っておらず、弟はシロップ薬全量（120mL）飲んだと推定される。
- 両親は、弟の身長では台所の調理台上の奥のほうにある医薬品には手が届かないと思っていた。

④ 誤飲発生後の保護者の対応

- 両親は、誤飲の対処方法を聞くために、地元の医師会が作成した小児救急体制をまとめたパンフレットを見て、そこに掲載されていた病院に電話をかけた。
- 数箇所の病院に電話をかけたがつながらず、つながった病院に相談したところ、小児救急センターに連絡するよう指示された。そこで、指示通り連絡をして自家用車で弟を連れて小児救急センターに向かった。
- 弟の誤飲に気付いてから、小児救急センターに連れて行くまでの時間は、30分程度であった。

① 警察車載裝置生後的保護者之財產

(1) 醫療事務管理學生的現狀與其改進
自衛生法、醫藥衛生法的現狀
母嬰保健、婦幼保健工作、子宮保健、青春期保健工作。
孕婦保健、圍產期保健工作、子宮保健工作。
子宮保健工作是婦女保健工作上的一個重要部分。
母嬰保健、婦幼保健工作是婦女保健工作的一個重要部分。
母嬰保健、婦幼保健工作是婦女保健工作的一個重要部分。

② 骨质疏松症晚期的患者，由于身体的转动及呼吸功能力
子已达97cm，体重达16kg左右。

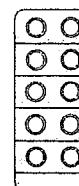


圖 47 事例 7《醫藥化妝品》形象

用医藥品之方法(圖 47 參照)。

(2) 開取口調查(判明「九事項

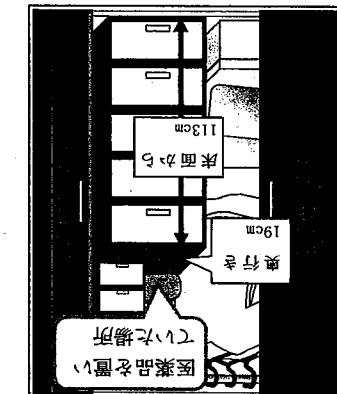


圖 46 單獨使用或與光導及電子元件附近之情況

(1) 事故概要
該事故發生於當日、母親子時（4點6分）（以下事例7點前之時間與事故發生之時間為子時）。
當天早晨，母親在廚房準備早餐，父親在客廳看電視。約莫7點左右，父親突然發現母親倒地不起，並有呼吸困難的症狀。他立即将母親移至客廳沙發上，並撥打緊急電話求救。在等待救援的過程中，父親試圖讓母親保持頭低腳高的姿勢，並嘗試進行心肺復蘇術（CPR），但因缺乏相關知識而無法有效執行。同時，父親也嘗試使用家中的電話撥打急救中心，但由於電話線路問題，多次撥打均未接通。此時，母親的呼吸已經停止，情況危急。
在等待救援的過程中，父親不斷地呼喊母親的名字，希望她能夠回應。然而，母親並沒有任何反應。父親開始感到恐慌，並意識到自己可能需要採取更多行動。他想起之前在報紙上看到過一些關於家庭急救的知識，於是決定試著根據記憶進行操作。
父親首先將母親平躺，並確保她的頭部略低於身體其他部位，以便於空氣流通。接着，他開始進行胸外按壓，每分鐘約100次，按壓深度約5厘米。在進行胸外按壓時，父親注意到母親的臉色有所改善，皮膚顏色由蒼白轉為紅潤，這表明血液循環正在逐步恢復。隨後，父親開始交替進行人工呼吸，每分鐘約12次，每次吹氣約半秒鐘。經過幾分鐘的努力，母親的呼吸和脈搏逐漸恢復，情況明顯改善。
就在父親繼續進行急救時，母親突然開始咳嗽，並有少量痰液咳出。父親立即停止胸外按壓，並輕柔地拍打母親背部，幫助她將痰液咳出。之後，父親繼續進行人工呼吸和胸外按壓，直到救援人員趕到現場。救援人員對母親進行了進一步的檢查和治療，並確認她已經恢復正常。

事故要報

3. 7. 審議會：主委會的臘字手印是為何樣子？(註：此項審議會於1918年醫藥品之)

：圖說註、乙款美術行之小兒保養方法多與醫藥手稿之記載甚合。

った。

- ・母親は、子どもが通う幼稚園から配布されていた「お知らせの紙」に医師会への連絡先が書いてあったことに気付き、医師会に電話し、対処方法のアドバイスをもらった。
- ・医師会の担当者から電話で、「子どもの様子を見て異常があれば救急車を呼ぶように」と指示されたが、その後、子どもは日常と変わった様子はなかったので、母親は、救急車を呼ばなかつた。
- ・当該家庭では、事故後、医薬品は子どもの見えない、衣装ケースの上のプラスチックケースの中に入れることとしていた。さらに、子どもには、医薬品を飲んでいるところを見せないようにした。

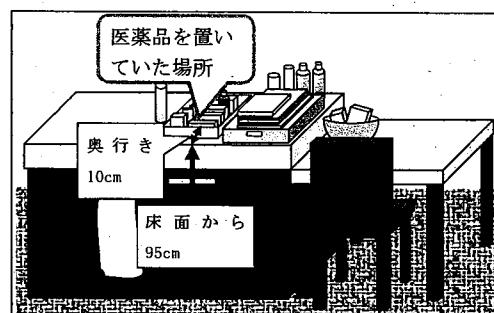
3. 3. 8 事例8：収納し忘れた医薬品を菓子と間違えて誤飲した事故

(1) 事故概要

誤飲事故が発生した当日、母親、姉と弟の2名、母親の両親の5名が家にいた。母親が家事をしていたところ、キッチンカウンターに置いていた下剤がダイニングテーブルに移動していることに気付いた。医薬品が移動していることを弟（6歳）（以下事例8において「弟」という。）に聞くと、食べたと答えた。弟は、調理台の上に置いていた医薬品を取り出し、3～4錠誤飲していた（図48参照）。

母親は、医療機関には相談せず、自宅で様子を見ることにした。翌日、弟はひどく下痢をしたが、下痢による脱水症状はみられなかつた。

図48 事例8において医薬品を置いていた場所及びその付近の状況

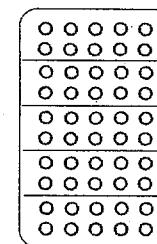


(2) 聞取り調査で判明した事項

① 誤飲した医薬品と管理状況

- ・誤飲した医薬品は、PTP 包装に入った下剤であり、一般用医薬品（第2類医薬品）であった（図49参照）。

図49 事例8で誤飲した医薬品の形状



- ・当該医薬品は、11歳以上の者用であり、11～14歳の者の1日の服用量は2錠までである。弟は医薬品の対象年齢より低い6歳で、少なくとも3～4錠を誤飲していた。
- ・当該医薬品は、PTP 包装に入った、色が鮮やかな球形の錠剤であり、弟が食べたことがある菓子の形状と容器が類似していた。母親は、弟が、菓子の食べ残しを食べていると考えていた。
- ・誤飲事故当日、下剤を収納し忘れて、キッチンカウンターのトレーの上（床からの高さ 95cm、手前から 10cm）に下剤が置かれたままの状態になっていた。
- ・当該家庭では、通常、医薬品は、テレビボードの引出しの中に保管しており、当該引出しには、樹脂製のチャイルドロックを付けていた。

② 誤飲事故発生時の弟の身体的特徴及び運動能力

- ・弟の身長は約 100cm、体重は不明であった²²。
- ・弟は、独り歩きや走り回ることが可能であり、ペットボトルの蓋や菓子の袋を手で開けることが可能であった。

③ 誤飲事故発生時の現場の状況

- ・母親、姉と弟の2名、母親の両親の5名が家にいた。
- ・夕食後の当該家庭の状況は、母親が家事、他の家族は、各々活動していた。
- ・母親は、キッチンカウンターの上に置いていたはずの医薬品が、その脇の

²² 子どもの当時の体重は、記録がなく不明である。

力に及ばない。

・第2回医療品水溶液の効率化。
・第3回医療品水溶液の効率化。

④ 調剤事務生の保養の対応

- ・母親は、第2回医療品水溶液の効率化。
・第3回医療品水溶液の効率化。
- ・相談せずに購入を止めようとする。
- ・当該家庭では、事務機、手元の手帳等の医療品調剤の傾向

(1) 手元の手帳、手の届くところでの調剤手帳を取る

・調剤事務及び調剤未遂の8事例中6事例(事例1、3、4、5、6、8)で、
・保養者水服用薬のための一時的流通等の保管場所で医療品水溶液を取る。

(2) 手元の手帳、手の届くところでの調剤手帳を取る

・事例2及び7事例、手元の手の届く場所、見立處の場所で医療品水溶液
・事例1及び6事例の手持てて、医療品水溶液のための見立處、手元の
・一時的保管(手元の手の届く場所)、医療品水溶液のための見立處、手元の
・器具のための見立處、医療品水溶液のための見立處、手元の手の届く場所、手元の
・(3) 手元の手帳、医療品水溶液の開庫(手帳)を取る

・事例3、5及び8の医療品水溶液の開庫(手帳)を取る

・手元の手帳、医療品水溶液の開庫(手帳)を取る

⑤ 事例E

・服薬吸収率、酸素飽和度及び理学検査。入院8日間(尿素電位加算会計)。

・服薬吸収率、酸素飽和度及び理学検査。原発電位加算会計、原発支抗

・服薬吸収率、酸素飽和度及び理学検査。原発電位加算会計、原発支抗

・年齢: 1歳 10ヶ月
・病歴: 呼吸困難: 咳嗽、咳痰、入院3日間

④ 事例D

・服薬吸収率、酸素飽和度及び理学検査。原発電位加算会計、最大7歳

・年齢: 1歳 7ヶ月
・病歴: 呼吸困難: 咳嗽、咳痰、最大7歳

③ 事例C

・服薬吸収率: 咳嗽、咳痰
・年齢: 1歳 6ヶ月
・病歴: 呼吸困難: 咳嗽、10歳

② 事例B

・服薬吸収率: 咳嗽、咳痰
・年齢: 0歳 11ヶ月
・病歴: 呼吸困難: 咳嗽、入院2日間

① 事例A

・服薬吸収率: 咳嗽、咳痰
・年齢: 0歳 11ヶ月
・病歴: 呼吸困難: 咳嗽、血管收縮剤(麻藥)、1歳

3. 4. 小児科医が5の調剤事務の情報収集

・3. 1回あたり医療機関ごとに連絡する事例と通院調査を実施した112件

・3. 2回あたり医療機関ごとに連絡する事例と通院調査を実施した112件

・3. 3回あたり医療機関ごとに連絡する事例と通院調査を実施した112件

・3. 4回あたり医療機関ごとに連絡する事例と通院調査を実施した112件

年齢：1歳11か月
誤飲医薬品、量：催眠鎮静剤と精神神経用剤（劇薬）を各1錠
症状：流涎、傾眠、歩容異常、立位困難
病院での治療：輸液、経過観察、翌日再診

⑥ 事例F

年齢：1歳11か月
誤飲医薬品、量：下剤、15～30錠
症状：しゃっくり、顔面紅潮、興奮、マグネシウム血中濃度が正常上限程度
病院での治療：胃洗浄、入院4日間

⑦ 事例G（事例5）

年齢：2歳6か月
誤飲医薬品、量：乗物酔防止薬、5錠程度
症状：頻脈、血圧上昇、顔面紅潮、散瞳、興奮状態
病院での治療：輸液、尿のアルカリ化、入院2日間

⑧ 事例H

年齢：3歳
誤飲医薬品、量：鼻炎用内服液（誤飲した子ども自身の医薬品）、13回分
症状：受診時は症状なし。受診後帰宅すると、興奮状態となり、やがて入眠。
病院での治療：受診時は症状がなかったため、自宅で経過観察。

⑨ 事例I

年齢：4歳
誤飲医薬品、量：精神神経用剤（劇薬）、最大8包
症状：意識障害、眼振、流涎
病院での治療：胃洗浄、活性炭・下剤を投与、入院5日間

3.4.2 誤飲すると重い中毒症状を呈するリスクが高い医薬品

聞き取り調査した小児科医9名中8名が、追跡調査対象事故以外にも子どもによる医薬品誤飲事故に対処した経験があり、そのうち2名が重症例に対処したことがあると回答した。

追跡調査9事例以外の事例も含め、子どもが誤飲して、重い中毒症状を呈した事例で原因となった主な医薬品は、催眠鎮静剤、抗不安剤、精神神経用剤な

どの向精神薬、血糖降下剤（糖尿病治療薬）及び気管支拡張剤であった。また、誤飲すると重い中毒症状を呈するリスクが高い医薬品として、半数以上の医師が、血圧降下剤を挙げた。

これら重い中毒症状を呈するリスクが高い4種類の医薬品の誤飲件数と入院件数について、3.1において分析した平成24年の事故情報で確認した（表4参照）。向精神薬の誤飲事故133件中、入院例は14件であり、合剤を含む気管支拡張剤の誤飲事故33件中、入院例は2件であった。血圧降下剤の誤飲事故8件中、入院例は2件であった。血糖降下剤の誤飲事故は3件あったが、入院例はなかった。血糖降下剤による事故件数は3件と少なく、入院例はなかった。

誤飲により重い中毒症状を呈するリスクが高い向精神薬、気管支拡張剤、血圧降下剤及び血糖降下剤については、特に誤飲防止に注意を払う必要がある。

表4 平成24年における4種類の医薬品誤飲件数と入院件数

医薬品	誤飲件数	入院件数
向精神薬	133	14
気管支拡張剤（合剤を含む。）	33	2
血圧降下剤	8	2
血糖降下剤	3	0

（中毒情報センターが収集した情報より調査委員会が作成）

3.5 子どもによる医薬品等の誤飲に関する保護者への情報提供及び注意喚起について

3.5.1 具体的な注意喚起等の内容

1.3でも述べたように、子どもによる医薬品等の誤飲事故を防止するため、注意喚起の通知や啓発パンフレット配布等の取組が行われている。ここでは、過去に行われた具体的な取組の内容を記載する。

（1）「家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告」（厚生労働省）

平成24年12月に公表した「平成23年度家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告」において、医薬品等に関しては、誤飲による症状発現、要処置事例、入院例が多く報告されている。誤飲した医薬品等の内訳をみると、処方された中枢神経用薬（23件）が多い。同報告では、医薬品等の保管及び管理には細心の注意が必要であること、中枢神経用薬は服用後に一時的に注意力が散漫にな

3.5.2 等效

(二) 手机用米糠

110. 中毒に遭った場合の急救法とその目的を理解し、急救事故が発生した時に即座に行動する能力を養う。

(9) 甲乙丙三方因履行本合同发生争议，由三方协商解决；协商不成的，由甲方所在地人民法院裁决。

原生发端者以日本本邦制即会社、(如之于君见之于某之知藏)以之于册子之作
成后、著之正之使便之方之正之保管之左方、兼之正之相接密合等の精微
な點子を備へて置き於行に止る。此の冊子の中では、筆の御執筆力が甚しく、常は注意す
べく改配讀書記入にて。

(5) 「知识分子の知識」(厚生労働省、日本薬剤師会)

平成22年9月より公開開始した「子宮と安産とーー母、消費者庁の情報発信会」。同月一ヶ月
事務取扱い本部より「公口立場」にて情報発信会開催の件を公報に記載。直近に発表された事
故調査報告書によると、医薬品の配信会社が公口立場の公報に記載された内容を誤認して公報
を公開した。平成26年3月27日Vol.180「水素（公口立場）」。

4) 「子乞也安分以死」(消晉書序)

3) 「母子保健事業のための事故防止指導」と「アドバイス」(厚生省備考)

(1) ①根据医学实践之、平成25年1月卫生防微生物、地自给体的微生物
主生部(局)是为医病预防因等化科「医用品等の预防防止効率の徹底化
「医用品等の预防化」を通知した。②通知は以下医用品等の预防化に關する
「医用品等の预防化」を記載した。③通知は以下医用品等の预防化に關する
「医用品等の预防化」を記載した。

2) 「医薬品等の販賣防止対策の徹底化について」(厚生労働省)

在考慮地圖要素時，應當以地圖的用途為主，並依此來決定地圖的內容。地圖的內容應根據地圖的用途而定，不能隨意增減。

下の子どもの医薬品等の誤飲相談（受信）件数²³（8,585 件）は、前年の相談（受信）件数²⁴（8,388 件）より約200件増加しており、直近のデータをみても子どもによる医薬品の誤飲は、依然減少していないものと考えられる。

また、平成 26 年 4 月に実施した保護者へのアンケート調査結果から、子どもによる医薬品の誤飲に関する保護者の認知度をみると、こうした事故の発生自体を認識していない保護者も少なくなかった。毎年、新たに保護者になる方々もいることから、様々な機会、媒体を活用しつつ、注意喚起や啓発の取組を継続して行っていくことが重要である。

その際、事故事例を紹介するなどにより、子どもの成長に応じた事故の特徴、注意すべきポイント、特に注意を要する医薬品の種類などをできるだけ具体的に示すことがより効果的と考えられる。

4 分析のまとめ

保護者へのアンケート調査及び誤飲事故が発生した家庭での現地調査や開取り調査から、子どもによる医薬品の誤飲については、①医薬品の置き忘れや一時保管していた場所から子どもが医薬品を手に取って誤飲する事故や、②手が届かない、目に触れないはずの保管場所から子どもが取り出し誤飲する事故が確認された。後者には、保護者が想像し難いような行動により取り出した事例もあった。

これらの事故には、子どもの成長に応じて「身近にあるものを何でも口に運ぶ」、「周囲への興味や関心が高まり人の模倣をする」、「興味を持って好んで取る」など、子どもの年齢や発達段階によって変化する行動特性が影響していると考えられる。

また、保護者へのアンケート調査から、保護者にこのような誤飲事故について十分に認知されていないことが事故発生の背景要因となっていると考えられる。

子どもが誤飲する医薬品の種類は多岐にわたったが、特に注意を要するものとして、向精神薬、気管支拡張剤、血圧降下剤及び血糖降下剤が考えられる。

子どもの行動特性²⁵や、保護者の体調等によっては注意力が散漫になりがちな場合があることなどに鑑み、仮に子どもが医薬品を手に取ったとしても容易に開封することができない容器の開発や普及などの対策が必要であると考えられる。

さらに、様々な機会、媒体を活用しつつ、注意喚起や啓発の取組を継続していくことが重要である。その際、事故事例を紹介するなどにより、子どもの成長に応じた事故の特徴、注意すべきポイント、特に注意を要する医薬品の種類などをできるだけ具体的に示すことがより効果的と考えられる。

以下に詳細を記載する。

4. 1 誤飲発生時の医薬品の管理状況

子どもによる医薬品の誤飲については、医薬品の置き忘れや一時保管していた場所から子どもが医薬品を手に取って誤飲する事故や、手が届かない、目に触れないはずの保管場所から子どもが取り出して誤飲する事故が確認された。

²³ 中毒情報センター 2013 年 年報受信報告「表 4 起因物質別 患者の性別と年齢層別 受信件数（2013 年 1 月～2013 年 12 月）」

²⁴ 中毒情報センター 2012 年 年報受信報告「表 4 起因物質別 患者の性別と年齢層別 受信件数（2012 年 1 月～2012 年 12 月）」

²⁵ 本経過報告の子どもの行動特性については、保育所保育指針解説書（平成 20 年 4 月厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課）や指導マニュアル（平成 17 年度厚生労働科学研究費補助金）を参考に分析を行った。

首先我们把22项负面的特征归类起来，具体包括：对好心人出手相助不闻不问、对重病患者全家体质较弱或体质较差、以下大事小事都漠然视之、年齡过大者不加意听取其意见或不听其劝告。其次是把22项正面的特征归类起来，具体包括：对好心人出手相助乐于助人、对重病患者全家体质较好或体质较强、以下大事小事都积极主动地参与其中、年齡过大者乐于接受其意见或乐于采纳其建议。

(3) 風味を特化する手法

- 1. 節錄《詩經》篇中關於醫藥的歌謡
 - 2. 說明當時醫藥學的發展
 - 3. 說明當時社會生活的一般情況
 - 4. 說明當時社會政治、經濟、文化、思想等方面的一般情況

(2) 圖四～六顯示心力衰竭病人之體徵之多

- 药物过敏反应的治疗原则：1. 禁半胱氨酸类药物；2. 身近抗药性药物的使用和取用；3. 大剂量行胸腔镜手术或腹腔镜手术；4. 手术前 ≥ 3 周停用抗生素、糖皮质激素、免疫抑制剂等。
 - 子宫肌瘤的治疗方法：1. 手术治疗；2. 放疗；3. 化疗；4. 激素治疗；5. 药物治疗。
 - PTP包裝：1. 口服大剂量药物时，避免吞咽困难；2. 避免吸入大量粉尘；3. 避免接触有害物质。
 - 口服大剂量药物时，避免吞咽困难；2. 避免吸入大量粉尘；3. 避免接触有害物质。

1) 身近な方々の手元に何でも通じる

中華醫學會是由一幫中國人自己組織起來的，所以中國人自己管理自己。中國人自己管理自己，中國人自己管理自己，中國人自己管理自己。

4.2 子宮癌的行輔助放射治疗与手术治疗

首先，对于一个调查统计上重要的保藏者方面的调查研究方面，于是在这方面可能产生很多的困难。其次，保藏者的思想觉悟水平和对博物馆工作的认识程度以及对博物馆工作的态度，也会影响到调查研究的顺利进行。因此，在进行调查研究时，必须注意这两方面的因素。同时，保藏者的思想觉悟水平和对博物馆工作的认识程度，也是衡量博物馆工作成绩的一个重要指标。因此，在进行调查研究时，必须注意这两方面的因素。其次，保藏者的思想觉悟水平和对博物馆工作的认识程度以及对博物馆工作的态度，也会影响到调查研究的顺利进行。因此，在进行调查研究时，必须注意这两方面的因素。

(2) 通常の保管場所に手で医薬品を取り出しが容易

通常の保管場所以外に保管する場合は、必ず書類を机上に置かず、通帳等の手書きの書類は必ず机上に置かず。
保管者の方の開取の閑置き上に記入して貰う。通常財子簿の手書きの手帳の開口部に、場所記入欄に
医薬品や化粧品等の保管するため、保管者が他の休暇不使用のための医薬品や手の届
く場所に置くことを心がけ、他の手書きの指標中で医薬品や手の届く場所に置くことを心がけ
てください。また、本件事例では、他の手書きの指標中で医薬品や手の届く場所に置くことを心がけ
てください。また、本件事例では、他の手書きの指標中で医薬品や手の届く場所に置くことを心がけ
得るまでに努力を払うことを心がけます。

(1) 直接选择法：根据药品说明书与通篇的保管经验，选择适当的贮存方法。

- ・子どもが飲みやすいように甘く味付けされたシロップ剤等を多量に誤飲する
- ・3歳以上でも、剤形がチュアブル錠、ドロップ、ゼリー等の医薬品を菓子と間違えて多量に誤飲することがある

4. 3 特に注意を要する医薬品の種類

子ども用医薬品誤飲事故に比べ、大人用医薬品誤飲事故が多いことが明らかになった。3. 1に述べた中毒情報センターへの相談事例や3. 4で述べた小児科医への聞き取り調査結果では、誤飲して重い中毒症状を呈したまたは、重い中毒症状を呈するリスクが高い医薬品として、向精神薬、気管支拡張剤、血圧降下剤及び血糖降下剤があった。これらの医薬品の誤飲による入院例が確認されており、誤飲防止に特に注意を払う必要がある。

特に向精神薬の誤飲件数、入院件数は他の医薬品の件数に比べて多く、誤飲した際の眠気、めまい、不整脈等の症状から、ふらつきによる壁への頭突き等の事例も生じている。「平成 23 年度家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告」(厚生労働省)においても、処方された中枢神経用薬(23 件)の誤飲事故が多くなっており、服用後に一時的に注意力が散漫になる場合もあるので、服用者以外の家族が注意を払う必要があることが報告されている。

特に子どもが誤飲をすると重い中毒症状を呈するリスクが高い医薬品については、誤飲防止の注意喚起の徹底とともに仮に子どもが医薬品を手に取ったとしても容易に開封できない容器の改良の対策を講じる必要があると考えられる。

4. 4 子どもによる医薬品誤飲に関する注意喚起

子どもによる医薬品誤飲防止に関する取組については、3. 5で記述したとおり、注意喚起、マニュアル及びパンフレットを使った啓発等の対策が講じられている。

最近では、「平成 23 年度家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告」を踏まえて、平成 25 年 1 月に厚生労働省が注意喚起の通知を発出している。しかしながら、平成 25 年 1 月～12 月の中毒情報センターの 5 歳以下の子どもの医薬品等の誤飲相談(受信)件数(8,585 件)は、前年(8,388 件)より約 200 件増加しており、直近のデータをみても子どもによる医薬品の誤飲は、依然減少していないものと考えられる。

平成 26 年 4 月に実施した保護者へのアンケート調査結果から保護者の子どもによる医薬品の誤飲に関する認知度をみると、こうした事故の発生自体を認識していない保護者も少なくなかった。毎年、新たに保護者になる方々もいるこ

とから、様々な機会、媒体を活用しつつ、注意喚起や啓発の取組を継続して行っていくことが重要である。

その際、事故事例を紹介するなどにより、子どもの成長に応じた事故の特徴、注意すべきポイント、特に注意を要する医薬品の種類などをできるだけ具体的に示すことがより必要と考えられる。

また、保護者へのアンケート調査によると、子どもが誤飲したことがあると回答した保護者の中で、誤飲に対する対処方法を知っていると回答した人は、35.3%と少数であった。保護者への聞き取り調査によると、医薬品誤飲後の対処の相談や指示を受けられる窓口について事前に知識がなく、誤飲発生後に慌てた保護者も多かった。

医薬品の誤飲への対応は、医薬品の種類や量などにより対処方法が異なることから、保護者に対して、誤飲事故が発生した場合の的確な対処方法の相談や指示などができる機関の情報を確実に提供する必要があると考えられる。

4. 4. 在這一小節中，子母配比在醫藥品的調製過程中扮演著十分重要的角色。例如，在製備多種藥物時，會根據藥物的性質和作用，分別採取不同的方法。

5. 1. 2 調製過程的重複化

在許多情況下，子母配比在醫藥品的調製過程中扮演著十分重要的角色。例如，在製備多種藥物時，會根據藥物的性質和作用，分別採取不同的方法。

5. 1. 1 調製過程的重複化

在許多情況下，子母配比在醫藥品的調製過程中扮演著十分重要的角色。例如，在製備多種藥物時，會根據藥物的性質和作用，分別採取不同的方法。

5. 再製附註

5. 1 在這一小節中，子母配比在醫藥品的調製過程中扮演著十分重要的角色。例如，在製備多種藥物時，會根據藥物的性質和作用，分別採取不同的方法。

5. 2 包裝器械與面巾紙袋（手錶、調查器具盒更換器）

* 在這一小節中，子母配比在醫藥品的調製過程中扮演著十分重要的角色。

- 電子秤
- 調製車輛的裝生狀況（採取量、採取路、產生時間）
- 調製品名等（正確的商品名、公社名、用途）
- 調製者之姓名之關係、連續之電話號碼
- 調製者之姓名、年齡、体重、性別
- 【相談記錄】

* 在這一小節中，子母配比在醫藥品的調製過程中扮演著十分重要的角色。

029-862-9999

○(中華) 110 盒 (365 日 9 月~21 年效期)

072-727-2499

連絡先 大阪中華 110 盒 (365 日 24 年間效期)

【相談說明】

(參考) 子母配比在醫藥品的調製過程中扮演著十分重要的角色。例如，在製備多種藥物時，會根據藥物的性質和作用，分別採取不同的方法。

具體的說明，子母配比在醫藥品的調製過程中扮演著十分重要的角色。例如，在製備多種藥物時，會根據藥物的性質和作用，分別採取不同的方法。

具體的說明，子母配比在醫藥品的調製過程中扮演著十分重要的角色。例如，在製備多種藥物時，會根據藥物的性質和作用，分別採取不同的方法。

5. 1 在這一小節中，子母配比在醫藥品的調製過程中扮演著十分重要的角色。例如，在製備多種藥物時，會根據藥物的性質和作用，分別採取不同的方法。

5. 2 包裝器械與面巾紙袋（手錶、調查器具盒更換器）

* 在這一小節中，子母配比在醫藥品的調製過程中扮演著十分重要的角色。

- 電子秤
- 調製車輛的裝生狀況（採取量、採取路、產生時間）
- 調製品名等（正確的商品名、公社名、用途）
- 調製者之姓名之關係、連續之電話號碼
- 調製者之姓名、年齡、体重、性別
- 【相談記錄】

* 在這一小節中，子母配比在醫藥品的調製過程中扮演著十分重要的角色。

029-862-9999

○(中華) 110 盒 (365 日 9 月~21 年效期)

072-727-2499

連絡先 大阪中華 110 盒 (365 日 24 年間效期)

【相談說明】

(參考) 子母配比在醫藥品的調製過程中扮演著十分重要的角色。例如，在製備多種藥物時，會根據藥物的性質和作用，分別採取不同的方法。

具體的說明，子母配比在醫藥品的調製過程中扮演著十分重要的角色。例如，在製備多種藥物時，會根據藥物的性質和作用，分別採取不同的方法。

具體的說明，子母配比在醫藥品的調製過程中扮演著十分重要的角色。例如，在製備多種藥物時，會根據藥物的性質和作用，分別採取不同的方法。

であるが、子どもが開封しにくい包装容器の開発や普及などの対策についても検討が必要と考えられる。これについては、本来使用する者（例えば高齢者など）が開けられることとのバランスなどの課題もあることから、CR 包装容器等による製品面での再発防止等に関しては、調査委員会で引き続き検討していくこととする。

6 意見

調査委員会は、医薬品包装容器等の製品面の課題を中心に、子どもによる誤飲事故の防止に向けた調査を引き続き行うが、現時点までに行った調査の結果に基づき、消費者へのリスク等の周知に関する点について、以下のとおり意見を述べる。

6. 1 厚生労働大臣への意見

厚生労働省は、子どもによる医薬品の誤飲防止のため、次の（1）、（2）及び（3）の取組を行うよう地方公共団体及び関係団体に求めるべきである。

- (1) 子どもによる医薬品の誤飲事故の発生自体を認識していない保護者も少なくないことから、医薬品の誤飲のリスクについて、子どもの年齢や発達段階によって変化する行動特性や、子どもによる大人用医薬品の誤飲が多く発生し、入院に至るような重い中毒症状を呈すると考えられる向精神薬等の誤飲も発生していること等も踏まえ、できるだけ具体的なポイントを示しつつ、保護者に対して広く周知し、家庭での適切な管理を促すこと。
- (2) 子どもが誤飲して、重い中毒症状を呈するリスクが高い医薬品を中心に、医薬品を処方及び調剤する際に、子どもによる誤飲について保護者に伝わる注意喚起を行うこと。
- (3) 子どもによる医薬品の誤飲に対する対処方法を知らない保護者が多いという実態に鑑み、保護者に対して、子どもによる医薬品の誤飲事故が発生した場合に的確な対処方法の相談や指示ができる機関に関する情報提供の徹底を図ること。

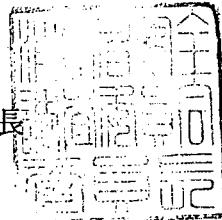
6. 2 消費者庁長官への意見

消費者庁は、子どもによる医薬品の誤飲防止のため、保護者等に対して、6. 1 (1) 及び (3) を内容とする注意喚起を行うべきである。

消安委第105号
平成26年12月19日

消費者庁長官 殿
厚生労働大臣 殿

消費者安全調査委員会委員長



消費者安全法第33条の規定に基づく意見

消費者安全調査委員会は、子どもによる医薬品誤飲事故に関して行った消費者安全法（平成21年法律第50号）第31条第3項の規定に基づく経過報告の結果を踏まえ、消費者安全確保の見地から、下記のとおり意見を提出する。

なお、この意見を受けて講じた措置について、その内容を報告いただくようよろしくお取り計らい願いたい。

記

消費者安全調査委員会は、医薬品包装容器等の製品面の課題を中心に、子どもによる誤飲事故の防止に向けた調査を引き続き行うが、現時点までに行った調査の結果に基づき、消費者へのリスク等の周知に関する点について、以下のとおり意見を述べる。

1 厚生労働大臣への意見

厚生労働省は、子どもによる医薬品の誤飲防止のため、次の（1）、（2）及び（3）の取組を行うよう地方公共団体及び関係団体に求めるべきである。

（1）子どもによる医薬品の誤飲事故の発生自体を認識していない保護者も少なくないことから、医薬品の誤飲のリスクについて、子どもの年齢や発達段階によって変化する行動特性や、子どもによる大人用医薬品の誤飲が多く発生し、入院に至るような重い中毒症状を呈すると考えられる向精神薬等の誤

飲も発生していること等も踏まえ、できるだけ具体的なポイントを示しつつ、保護者に対して広く周知し、家庭での適切な管理を促すこと。

(2) 子どもが誤飲して、重い中毒症状を呈するリスクが高い医薬品を中心に、医薬品を処方及び調剤する際に、子どもによる誤飲について保護者に伝わる注意喚起を行うこと。

(3) 子どもによる医薬品の誤飲に対する対処方法を知らない保護者が多いという実態に鑑み、保護者に対して、子どもによる医薬品の誤飲事故が発生した場合に的確な対処方法の相談や指示ができる機関に関する情報提供の徹底を図ること。

2 消費者庁長官への意見

消費者庁は、子どもによる医薬品の誤飲防止のため、保護者等に対して、上記(1)及び(3)を内容とする注意喚起を行うべきである。